

桃 山 学 院 大 学

経 済 経 営 論 集

第 59 卷 第 1 号

論 文

中国の農村開発における非農業部門の役割と就業機会の創出
——農村における第3次産業の振興を中心に——
..... 大 島 一 二 (1)

研究者が知っておくべき研究倫理と著作権制度
..... 山 本 順 一 (21)

研究ノート

日本の音声業界における報酬制度とその歴史
..... 濱 村 純 平 (63)

2017 年 7 月

桃山学院大学総合研究所

中国の農村開発における非農業部門の 役割と就業機会の創出

— 農村における第3次産業の振興を中心に —

大 島 一 二

1. はじめに

1980年代以来の中国農村のもっとも大きな変化の一つとして、農村経済における産業構造の劇的な変化、とくに非農業部門（農村の第2次産業、第3次産業）の急速な発展があげられるだろう。つまり、1980年代前半において農村における全生産額の4分の3を占めていた農業部門は、経済の市場化のもとで、しだいに農村経済全体における位置を低下させ、逆に、農村工業部門を主力とする非農業部門の比重が著しく増大し、2000年代末には、農村経済におけるすべての非農業部門の比率は、すでに全体の4分の3以上を占めるに至った¹⁾。

しかし、農村の非農業部門、とくに農村の非農業部門の主役の一つである「郷鎮企業」（工業部門を主力とした農村企業の総称）とよばれる農村企業群の発展を時期別に区分してみると、後述のように、1980年代の急速な成長に比して、1990年代後半に入ると、発展が急速に鈍化してきたことがわかる（後掲第2表参照）。そして2000年代末には地域によっては停滞傾向さえ発生しつつあり²⁾、製造業を中心とした農村の非農業部門の今後の発展は必ずしも楽観できない。

1) 中華人民共和国農業部編（2008）10ページ。

2) 中華人民共和国農業部編（2008）10ページ。

キーワード：中国，農村，非農業部門，就業機会，第3次産業

筆者の山東省における現地調査と、いくつかの先行研究によれば³⁾、中国農村の非農業部門の成長の遅滞には、以下のいくつかの原因が挙げられる。

第一に、前述の非農業部門の主力をなす郷鎮企業の成長鈍化によるものである（主に1990年代後半における）。当時、1995年以降顕著になった中国経済の成長率鈍化、アジア経済危機とそれに起因する相対的な人民元高の影響によるアジア諸国（とくに東南アジア諸国）にたいする輸出の減少、中国国内市場における外資企業等との競争の激化などの要因によって、郷鎮企業の経営状況において大きな困難が発生した。これらの影響により、郷鎮企業における企業業績の悪化、赤字の増大、倒産、従業員数の減少等の負の現象が顕著となった。こうした状況は2000年代に入っても比較的長く継続し、こうした農村の製造業を中心とした非農業部門の不振は、地域外への若年労働力の流失が拡大する大きな要因の一つとなっている。

第二に、農村における第3次産業の停滞があげられる。中国農村においては、かつての社会主義計画経済システムの影響が色濃く残留しており、長期にわたって第3次産業の発展が遅れていた。本稿で言及している山東省萊陽市の調査対象地域においても、現在でも、主要道路から少し離れた交通条件の悪い村では、村内には雑貨店が数店みられるだけで、中小型スーパーマーケットおよび飲食店などはほとんどみられない。当該村民は自動車で30分近くを要する「県城」（県庁所在地）の中心地域に出向かなければ、思ったように買い物、外食もできないのが実態である。こうした状況は広範な中国農村では決してめずらしい状況ではない。言い換えれば、中国農村における第3次産業の発展はいまだ緒に就いたばかりという段階にとどまっている。

このように、現在、農村における非農業部門の成長には一定の問題が発生しているが、今後の農村経済の発展を考えるとときに、非農業部門がその主力となることは疑いない。言い換えれば、農業部門は後継者不足と低生産性により、今後も、長期にわたって、大きな発展は展望できないことは、さまざま

3) 堀口正（2004）など。

まな研究成果から明らかであり⁴⁾、それだけに中国の農村経済の今後の発展のためには、非農業部門、とりわけ第3次産業の発展如何が大きな鍵を握っているといえよう。

本稿のもう一つの視点は、農村の非農業部門（とくに第3次産業）の発展によって農村労働力の新たな就業機会を創出し、中国の都市への就業圧力を緩和し、最終的に農村の経済発展を促進することは可能か否かという視点である。現在、中国の都市化が急速に進展する中、依然として多くの農村労働力が都市に集中し、都市の過密と、農村においては産業・労働力の空洞化が徐々に進んでいる。このことは、後述する筆者らによる山東省萊陽市における農村調査結果からも明らかである。しかし、これも後に詳述するが、この山東省萊陽市の調査結果からは、空洞化している労働力の中心は若年層であり、逆に中高年齢層の多くがいまだ農村に滞留していることも明らかになっている。この事実から考えれば、もし「中高年齢層を活用した、農村における第3次産業を中心とした非農業部門の発展と、その部門における就業機会の開拓」が可能であれば、農村開発と就業機会の確保が実現でき、さらに前者の非農業部門の発展は、離村した若年層労働力の帰郷も促進できることになる。

そこで本稿では、中国農村における、第3次産業振興を中心とした非農業部門の今後の発展戦略と就業機会の開拓について考察し、中国農村の経済発展の新しい方途とその可能性を検討したいと考える⁵⁾。

本稿作成にあたって、2009年7月、2011年3月、2015年11月に、山東省萊陽市沐浴店鎮⁶⁾の5村（大明村、中旺村、南旺村、呉家疇村、北小店村）

4) 『中国農業発展報告1997』中国農業出版社（1997年）10ページ。

5) 本稿は平成27年～29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（C）（一般）15K07626、研究課題名「日系食品産業の中国・台湾・香港市場における販売戦略に関する研究」（代表者：大島一二（桃山学院大学経済学部））による共同研究の成果の一部である。

6) 山東省萊陽市は、青島市から車で北へ2時間、煙台市から南へ車で1時間の時間的距離にある。市全体がなだらかな丘陵地帯にあり、平坦地では伝統的な畑地での「冬小麦+トウモロコシ」、「冬小麦+落花生」等の1年2作の乾地農業が主流であり、降水量の関係で水稲作は見られない。近年は、この圃場の一部を利用して、比

を訪れる複数の機会を得た。この際に入手した、農家労働力のフェイスシート、農地、経営、就業にかんするアンケート調査および現地関係機関（地方政府、企業等）のヒアリング調査の結果等を利用している。

2. 農村経済の変化と非農業部門のパフォーマンス

(1) 農村産業構造の変化

すでに述べたように、1980年代以来の中国農村における産業構造の大きな変化として、非農業部門（農村の第2次産業、第3次産業）の急速な発展と、農業部門のシェアの縮小が指摘できる。つまり、1980年代前半は農村における全生産額の4分の3を占めていた農業部門は、経済の市場化のもとでしだいに農村経済全体における位置を低下させ、逆に、農村工業部門を主力とする非農業部門の比重が著しく増大し、2000年代末には農村経済におけるすべての非農業部門の比率は、すでに全体の4分の3以上を占めるに至ったのである。

また、中国経済全体における農業部門のシェアも低下を続け、第1表のように、国内総生産額に占める第1次産業の比率は10%以下に低下している。

(2) 非農業分門の中核である郷鎮企業のパフォーマンス

さて、こうした非農業部門の急速な発展は、どのようにして達成されたのか。農村における非農業分門の中核のひとつは、前述した「郷鎮企業」とよばれる、製造業を中心とした農村企業群であった。そこで、この郷鎮企業の1978年の改革・開放期のパフォーマンスについて振り返ってみよう。

較的規模の大きい野菜圃場（食品企業の企業直営農場等）が導入されている。また丘陵部ではリンゴ、モモ、ナシ等の果樹作が盛んである。年平均気温は11.2度、年平均降水量は680.5mm、無霜期は210日である。冬季降雪もあるが、それほど多くない。萊陽市の基層組織数は、街道弁事処（都市地域の末端組織）4、鎮政府14、村民委員会784である。萊陽市の総面積は1,734平方kmで、内、耕地面積は75,734ha（すべて畑）である。市の総人口は87.2万人で、内、農業人口は62.0万人である。また、近年、萊陽市では食品産業の発展が特筆される。

第1表 中国の国内総生産額に占める第1次産業の比率

(億元, %)

年	国内総生産額	第1次産業	第2・3次産業	第1産業の比率	第2・3次産業の比率
1952	679.0	342.9	336.1	50.5	49.5
1957	1068.0	430.0	638.0	40.3	59.7
1962	1149.3	453.1	696.2	39.4	60.6
1965	1716.1	651.1	1065.0	37.9	62.1
1970	2252.7	793.3	1459.4	35.2	64.8
1975	2997.3	971.1	2026.2	32.4	67.6
1980	4587.6	1359.5	3228.1	29.6	70.4
1985	9098.9	2541.7	6557.2	27.9	72.1
1990	18872.9	5017.2	13855.7	26.6	73.4
1995	61339.9	12020.5	49319.4	19.6	80.4
2000	100280.1	14717.4	85562.7	14.7	85.3
2005	187318.9	21806.7	165512.2	11.6	88.4
2010	413030.3	39362.6	373667.7	9.5	90.5
2015	685505.8	60870.5	624635.3	8.9	91.1

資料:中華人民共和国国家統計局編(2016)58ページから作成。

第2表 近年の郷鎮企業のパフォーマンス

	1978年	1980年	1985年	1990年	1995年	1996年
企業数(万)	152	143	1222	1850	2203	2336
企業従業員数(万人)	2827	3000	6979	9265	12861	13508
総販売額(億元)	431	596	2566	8614	57299	68343
国税総額(億元)	22	26	137	392	2058	2368
利潤総額(億元)	88	118	287	588	3697	4351
従業員賃金総額(億元)	87	119	472	1130	4381	5344
1企業当たり販売額(万元)	2.8	4.2	2.1	4.7	26.0	29.3
1企業当たり従業員数(人)	18.5	21.1	5.7	5.0	5.8	5.8
従業員1人当たり賃金(元)	306.4	398.0	676.4	1219.2	3406.4	3956.8

	1997年	1998年	1999年	2000年	2004年	2011年
企業数(万)	2015	2004	2071	2085	2213	2844
企業従業員数(万人)	13050	12537	12704	12820	13866	16186
総販売額(億元)	75850	89351	100932	107834	166368	531002
国税総額(億元)	1475	1583	1789	2308	3658	13413
利潤総額(億元)	4662	5112	5392	5883	9932	32425
従業員賃金総額(億元)	5725	6252	6597	7060	9756	26271
1企業当たり販売額(万元)	40.6	44.6	48.7	51.7	75.2	186.7
1企業当たり従業員数(人)	6.5	6.3	6.1	6.1	6.3	5.7
従業員1人当たり賃金(元)	4465.0	4986.8	5192.9	5507.0	7035.9	16230.7

資料:中華人民共和国農業部(2012)から作成。

中国農村の郷鎮企業の発展は、第2表に示したように、かつて1980年代に大きな発展を遂げた⁷⁾。この時期には、郷鎮政府による生産の組織化、安価な労働力を活用した都市工業部門の下請け産業的な分野の発展、農村における農業資材、日用品の消費の拡大、などの要因により、その発展が加速したと考えられる。この結果、農村の多くの余剰労働力を吸収し、当時の農村経済の構造変動に大きな役割を果たしたといえることができる。しかし、その後、すでに述べたように、1990年代後半以降、深刻な郷鎮企業の経営問題が表面化した。それでは、具体的に、1990年代中盤以降の郷鎮企業のパフォーマンスに注目してみよう。

前掲第2表には、1978年以降の郷鎮企業にかんする主要指標をまとめている（この表は個人企業も含めた郷鎮企業全般のパフォーマンスについて示している）。この表によれば、1990年代に入って企業数は1996年をピークにいったん減少傾向に陥ったことがわかる。そして、従業員数も1997年に、1978年の改革・開放政策の実施以降初めて前年比マイナス458万人と減少を記録したのにつづき、1998年にも、さらに513万人の大幅な減少が発生するなど、郷鎮企業の経営悪化が明確に示される結果となっている。

とくに、この2年間において合計1000万人近い雇用が減少したことは、ある意味では当時の中国社会において大きな社会問題となっていた国有企業のレイオフ問題（いわゆる「下崗問題」）にも匹敵する大きな社会問題であったと考えられることができる。こうした短期間での急速な雇用の減少は、中国農村に一貫して存在してきた農村の余剰労働力問題⁸⁾をさらに深刻化させていると考えられる。その後、2010年代に入ると、その成長はやや回復基調にあるが、第2表の「1企業あたり従業員数」に明らかなように、基本的な生産構造としては、従業員5~6人程度の零細中小企業が圧倒的多数を占めており、生産性が高くないことが推測できる。

では、今後この郷鎮企業を中心とした農村の非農業部門は、このまま停滞

7) この1980年代の郷鎮企業の発展については、大島一二（1993）参照。

8) この点については、大島一二（2016）参照。

または縮小してしまうのであろうか、または停滞・縮小してしまってもかまわないのであろうか。筆者はそうした考えには同意できない。それは以下のような点で、中国農村における郷鎮企業はなお重要な役割を担っていると考えられるからである。

こうした見解は、中国政府の論調からも理解することができる。たとえば、この郷鎮企業の経営不振問題が深刻であった、2000年のはじめに北京で開催された中央農村工作会議において⁹⁾、郷鎮企業の重視の必要性が提起されている。具体的には、当時直面しているもっとも大きな課題として、食糧作物の生産過剰に対処し、農業生産構造の調整を実施するという方針が示される一方、農村経済のいっそうの発展と農民所得の向上をはかるために、当時その発展に陰りの出ている郷鎮企業のさらなる発展をはかることが重要であるとの認識が示されている。

こうした公式発表以外でも、郷鎮企業の業績悪化問題については、当時の中国国内の新聞報道等においてしばしば危惧が表明されていた。具体的には、『人民日報』1999年7月17日では¹⁰⁾、1999年1月～3月期の工業全体の付加価値の増加は10.1%であったが、郷鎮企業は8.5%にとどまったとし、このままだと農村の就業問題および農民所得の増大に大きな影響が発生すると指摘している。また、同じく『人民日報』1999年5月15日では¹¹⁾、郷鎮企業のこれまで農村経済において果たしてきた役割を肯定的に評価し、いっそうの発展が期待されていると述べている。

こうした論調に典型的にみられるように、現在農村・農業分野において経営不振にもかかわらず郷鎮企業が注目されているのには、以下の(A)(B)のような要因が考えられよう。

(A) 前述した人民日報の論調にみられるように、食糧生産過剰下で農民所得の停滞が発生した当時の状況下において、郷鎮企業の農村経済発展およ

9) 「中央農村工作会議在京閉幕」『人民日報』2000年1月7日。

10) 「郷企増速走低、影響宏觀經濟」『人民日報』1999年7月17日。

11) 「郷企為何要補農」『人民日報』1999年5月15日。

び農家の所得形成において牽引役を果たすことが求められていること。

(B) 1980年代を中心としたこれまでの経験では、農村余剰労働力の軽減に郷鎮企業の果たす役割が非常に重要であり、今後郷鎮企業の雇用吸収力がさらに低下するようなことがあれば、元来1億人をはるかにこえる大量の農村余剰労働力を抱える中国農業の過剰就業問題がいつそう悪化する可能性が高いこと。

このように、1990年代後半において、製造業を中心とした郷鎮企業はかなりの業績悪化に見舞われ、近年ようやくその業績は好転したものの、その企業構成は相変わらず中小零細規模の企業が太宗を占めていることがわかる。本稿では、こうした事実を背景に、農村における第3次産業を中心とする開発の可能性を検討しているわけである。

3. 農村就業構造・所得構造の変化と非農業部門

(1) 農村就業構造の推移

さて、2で、農村の非農業部門、とくに郷鎮企業部門の生産・製造分野でのパフォーマンスの変化をみてきたが、ここでは、この非農業部門の変化を、就業構造の変化と農家所得構造の変化の側面からみてみよう。

第3表は、中国農村の就業構造の変化を示したものである。この表によれ

第3表 中国農村の就業構造

(万人, %)

	農 村 人 口	農 村 労 働 力	農 業 労 働 力	非農業 労 働 力	構 成 比	
					農 業 労 働 力	非農業 労 働 力
1980	79565	31836	29122	2714	91.5	8.5
1985	80757	37065	31130	5935	84.0	16.0
1990	84138	47708	38914	8794	81.6	18.4
1995	85947	49025	35530	13495	72.5	27.5
2000	80837	48934	36043	12891	73.7	26.3
2005	74544	46258	33442	12816	72.3	27.7
2010	67113	41418	27931	13487	67.4	32.6
2014	61866	37943	22790	15153	60.1	39.9

資料:中華人民共和国農業部(2016)から作成。

ば、1980年に全農村就業人口に占める農業部門就業者の比率は、実に91.5%を占め、これにたいして非農業部門就業者はわずか8.5%に過ぎなかったことがわかる。しかし、1990年には前者が81.6%、後者が18.4%、2000年には同73.7%、26.3%、2014年には60.1%、39.9%と、実に非農業部門が4割を占めるに至っている。このように、農村における非農業部門での就業が一般化したのである。

(2) 農家所得構造の変化

こうした農村産業構造の変化と地域外、農外での就業の普遍化に伴って、中国農民の所得構成も大きな変化を遂げてきた。第4表はこの点について、農家所得の構成の変遷を示したものである。この表によれば、農民が村内の郷鎮企業や出稼ぎ等の家庭外での就業で得る給与所得の比率が年々高まっており、2010年には給与所得は全所得の41.1%と、4割に達し、2014年でもほぼその水準を維持していることがわかる。これにたいして農業部門からの自営所得比率は減少を続け、すでに40%程度に低下している。つまり、中国

第4表 農民純収入における給与所得のシェア

	純収入(元)				純収入構成(%)					
	農民1人 当たり 純収入	内、			給与 所得	家庭経 営所得	財産所得 及びその 他所得	給与 所得	家庭経 営所得	財産所得 及びその 他所得
		給与 所得	家庭経 営所得	財産所得 及びその 他所得						
1985	398	72	296	30	18.2	74.4	7.4			
1990	686	139	519	29	20.2	75.6	4.2			
1995	1578	354	1126	98	22.4	71.4	6.2			
2000	2253	702	1427	124	31.2	63.3	5.5			
2005	3255	1175	1845	236	36.1	56.7	7.2			
2010	5919	2431	2833	655	41.1	47.9	11.1			
2011	6977	2963	3222	792	42.5	46.2	11.3			
2012	7917	3448	3533	936	43.5	44.6	11.8			
2013	9430	3653	3935	1842	38.7	41.7	19.5			
2014	10489	4152	4237	2099	39.6	40.4	20.0			

資料:中華人民共和国農業部(2016)から作成。

の農家は全体としてみても、すでに日本と同じように、農外所得が農家所得の過半以上の部分を占める第2種兼業農家が普遍化しているのである。

いくつかの研究報告によれば、中国農民はますます自営農業以外からの所得に依存するようになっており、とくに地域外での就業からの所得がその多くを占めているとされている。給与所得の中で地域外での就業で得られた所得がどの程度を占めているのかを示す明確な統計は存在しないが、中国社会科学院農村発展研究所・国家統計局農村社会経済調査司(2008, 125ページ)に掲載された現地調査によれば、2001年時点でその比率は36.5%、2002年47.5%、2003年61.4%を占めたとされている。こうした数値からは、地域外での就業が農家経済にとって非常に重要な意味を持っていることが理解できるだろう。

こうして、農民の非農業部門での就業は、その就業人口規模と農家経済における位置から、ますます重要性を増しているということがわかる。

4. 農村労働力の就業にかんする今後の展開方向

(1) 調査結果にみる農村就業の変化

次に、筆者らの研究グループによる山東省萊陽市沐浴店鎮5村における農家調査結果に基づいて、今後の農村労働力の就業の展開について、とくに農村の非農業部門への就業の現状と展望の視点から検討したい。

今回の萊陽市における農家調査では、生産手段保有状況、農業経営、農家経済、現在の就業状況等の項目の他に、調査対象農家構成員の就業履歴について質問した。

この地域の農業と非農業部門の就業状況について概観すれば以下ようになる。この調査地域では、農業部門は、農業人口一人当たり耕地面積が0.12 ha(全国平均は0.17 ha)と全国平均よりやや狭いため(=人口稠密であるため)、零細経営問題が深刻であり、一部に果樹作がみられるが、とくに穀作はほぼ自給向けが主となっている。

また、この地域の特徴として、食品産業の発展が特筆される。龍大食品集

団を核とした中国系と外資系（主に日系）企業が大きな工業団地を形成しており、その雇用吸収力は大きい。

調査対象農家の収入構成について、第5表は調査対象農家の収入構成を示したものである。

第5表 調査対象農家の収入構成

(元, %)

農家粗収入	農業粗収入			非農業収入	
		農業	果樹等		畜産
25,663	6,810	2,922	3,348	539	18,853
(100.0)	(26.5)	(11.4)	(13.0)	(2.1)	(73.5)

資料:調査結果から作成。

この表からわかるように、家計所得のほとんどを非農業部門に依存する小規模農家（第二種兼業農家）が多数存在していることがわかる。この一方、周辺農家からの小規模な借地などで規模拡大をはかり、果樹や畜産等の経済作物の生産を行うことによって経営を多角化し、一定の農業部門収入を維持している農家（第一種兼業農家）も存在するが、全体の状況としてはその数は少ない¹²⁾。

すでに前者のグループにおいては、主幹労働力の高齢化、後継者不足等の理由からその一部が耕作放棄や離農する動きもみられる。いわば、日本で顕在化しているような、総二兼化、さらには一部農家の離農現象が出現しているのである。

そこで以下では、調査で明らかになった、これまでの農家労働力の就業の変遷（とくに1980年代以降）について検討し、このような兼業の深化がいつ頃から起こったのか、またその際の特徴とは何か、さらに今後の予想される動向について検討してみよう。

12) この農家調査では、調査の精度の限定から農業収入は粗収入で質問した。一方非農業収入は現金収入である。よって、農業収入はやや過大評価されている。

調査結果によれば、家庭経営調査対象農家（調査農家家族総数290人）の家族について、年齢別に就業状況には以下のような特徴がある。

調査結果によれば調査対象の就業状況には、男女構成に大きな差はないが、以下の2点の顕著な特徴が見受けられる。

第一に、学歴については世代間で明らかな相違がある。つまりそれぞれの年齢階層別のもっとも多数を占めた最終学歴をみると、60歳代以上で非識字・小学校、40歳代・50歳代で中学校、30歳代・20歳代で高校、専門学校、大学が中心となるなど、全体として急激な学歴の上昇が確認できる。

第二に、就業先においては、これも世代間で大きな相違がある。つまりそれぞれの年齢階層の中心的就業先が、60歳代・50歳代で自家農業であるのにたいして、40歳代・30歳代では自家農業の比率が大きく減少し、萊陽市以外での自営業（建築工や内装工等）、萊陽市内の企業等での雇用の比率が上昇する。さらに20歳代では萊陽市以外（主に煙台市、青島市）の企業での就業が中心となっている。

この二つの動向は決して無関係ではない。現在の60歳代、50歳代の村民が学校を卒業して就業時期を迎えた30～40年前の段階（1978年の改革・開放期当初かそれ以前）では、教育機関の未発達や都市と農村の格差の存在により彼ら自身の学歴が低く、また農業以外の産業がほとんど未発達の状態であったので、基本的に当時の就業機会はほぼ自家農業に限定されていたものと考えられる。

その後この地域では、2000年以降地域内に龍大食品等のいくつかの食品企業の企業直営農場が設立されたことにより、現在の60歳代・50歳代の自宅周辺での農作業を主とする企業就業が可能となったが、これは中国農村の平均的な状況からみれば、就業機会の存在という点ではかなりレアケースであるということができよう。企業等における就業機会の少ない他の農村での大部分の事例では、そのまま自家農業に継続的に従事して、ある時期に農業から引退するというコースをたどるものと考えられる。

しかし、現在の40歳代・30歳代では、彼らを取りまく経済状況がそれ以

前との比較で大きく変化している。学歴の上昇（教育機関にたいして整備が進み、高校、各種学校等の教育機関の受け入れ定員が拡大したこと、農家の所得が上昇し教育費負担が可能となったこと等）と、改革・開放政策の展開による地域の非農業部門の発展により、彼らの就業機会は大きく広がった。彼らの一部は積極的に萊陽市内や萊陽市以外の自営部門に就業し（ヒアリングによればその多くは都市地域の建築工、内装業、運輸業等の自営業）、さらに萊陽市内外の食品企業等への就業も果たしている。こうしてある程度の期間、都市地域での就業を経験した後、徐々に出身地に戻り、場合によっては自家農業や食品企業の企業農場等に就業するというコースをたどっている。彼らがなぜ地元に戻ったのかについては、農村戸籍者は相変わらず都市での戸籍取得は困難であること（制度的規制は緩和されつつあるが、都市生活の経済的負担が大きいことが要因と考えられる）、加齢による都市での就業機会の減少、地元（出身地）における食品産業を中心とした就業機会の増大などがあげられよう。

こうした状況がさらなる大きな変化を遂げたのが、現在の20歳代である。彼らの多くは大学や高等専門学校等を卒業し（高等教育機関の整備の進展による入学定員の増大—とくに2000年以降顕著—、一部農家の富裕化による学費至便能力の向上等による）、ヒアリングによれば、こうした大卒者などの一部には、都市地域（煙台市、青島市、威海市等）の国有部門や民間大手企業等に就業する者も現れた。その反面、地元に戻って自家農業に従事する者は著しく減少することになる。彼らの今後の進路は現在のところ基本的には不明だが、これまでの経緯から考えれば自家農業へ戻る者はかなり少数に留まるものと予想できる。

こうして、ここ30年余の中国農村の経済発展と農家のライフスタイルの変化により、現在の調査村における総兼業化、農業離れ、若年層の都市への移住という状況が形成されたのである。

(2) 農業労働力の減少と課題

さて、(1)で述べた調査農家の就業の状況から明らかになった、調査対象農家の労働力の特徴と問題点についてまとめてみよう。

調査対象農村地域において、数の上で多数を占める兼業化した家族経営農家は、その全農家に占める比率において日本の兼業化水準に匹敵する状況であり、いわゆる「農家の総兼業化」状況にあるといっても過言ではない。これは、すでに述べたように、1978年から開始された改革・開放政策のもと、地域の経済発展による就業機会の拡大と、農家構成員の学歴の向上による農外就業機会への参入可能性の拡大によってもたらされたもので、言い換えれば農家の努力の賜であるともいうことができる。

そして、現在では、20歳代の就業状況に顕著にみられるように、離農、さらには離村が顕著になっている。中国の特徴的な社会制度である戸籍管理制度（戸口制度）の制約により、この離農、離村状況はむしろ逆に固定化される状況にあることから（いったん都市に流出した若年層が都市戸籍を取得した場合、その後も都市に定住してしまう事例が多いため）、こうした条件の下では、かつてのように村内で多数の農業従事者を確保すること（村の労働力の大部分が農業に従事した状況）は、現在ほぼ不可能な状態になりつつあると考えられよう。

こうしたことから、現在の農業就業の主力階層である50～60歳代の労働力が農業から引退を開始する5～10年後程度（2020年代前半以降）から、しだいに地域の農業労働力の確保が深刻な問題となると考えられる（すでに現地ではその兆候が発生している）。いうまでもなく、30～40歳代の一部が就農する可能性はある程度存在するが、その人数は限られている。こうして、農業労働力の深刻な不足は、当然、農業生産の弱体化と耕作放棄地の増大に帰結し、地域農業を維持していくことは次第に困難なものになっていくであろう。この状態の改善には、企業的大規模農業経営の育成が課題となるが、現状ではそうした動きはごく一部の事例に留まっている。

(3) 農村の中高年労働力をどのように非農業部門に就業させるか

中国で著名な研究成果である、蔡昉（2008）によれば、現代の中国農村には、8600万人以上の、余剰労働力とよばれる中高年齢層労働力が存在するという¹³⁾。すでにみてきたように、山東省の調査対象地域においても、若年層の流失が顕著なことから、こうした中高年齢層の就業機会の確保が重要な課題となっている。

では、どのようにしたら、この残された中高年労働力の就業が実現するのであろうか。ここで、筆者は年配の出稼ぎ労働者が大挙して珠江デルタ地域などの沿海地域へ出稼ぎする構図を想定しているわけではない。この局面では、1960年代以降の日本の経験が多少役立つかも知れない。1961年に開始された農業基本法下の日本農政では、農業と非農業部門の所得均衡が目指されたものの、当時の高度経済成長による、豊富な非農業部門の就業機会を背景に、農業労働力の流失と農家の兼業化が急激に進行した。この結果、日本農業は徐々に衰退したが、皮肉なことに兼業化により農家は豊かになったのである。近年まで、日本では農家所得が非農家所得を上回るという状況が継続してきたが、言うまでもなく、これはこの兼業化によって可能となったわけである。この日本における非農業部門の雇用機会の創設に大きな役割を果たしたのが、関東地方や東北地方南部、中部地方、近畿地方等の農村地域に進出した中小企業群であった。つまり、日本では高度経済成長期においては、確かに太平洋ベルト地帯への集団就職や出稼ぎなどの地域間移動も存在したが、同時に、多くの労働力が農村に居住したままで就業可能な農村の非農業部門も大きな発展をとげたのである。

このモデルを、現在の中国農村に当てはめることは可能であろうか。すでに沿海地域に属するいくつかの地域ではこうした図式が進展しつつある。都市地域における急激な地価の上昇、用地取得の困難化、都市地域の賃金上昇、公害問題のため都市を離れざるを得なくなった企業の増加など、さまざま

13) 蔡昉（2008）で推計されている余剰人口規模は、他の研究成果によれば、実態よりやや小さいと考えられる。

まな要因で、都市地域の企業が農村地域に進出する事例が増加している。山東省青島市一帯はこの典型例としてあげられよう。青島市の郊外県ではこうして都市地域から移動してきた企業および新たに投資されて進出した外資企業が開発区に誘致され、多くの地元の農村住民を雇用している。こうした状況は、前述の萊陽市の就業事例からも理解できよう。今後はむしろ政策的に積極的に農村地域への企業進出を加速し、雇用を創設していくことが、農村地域の経済発展の促進において重要な課題となる¹⁴⁾。

かつて、1980年代後半には、前述したように、江蘇省南部地域などで郷鎮企業による農村工業化¹⁵⁾が推進されたが、2010年代は、都市と農村の格差を是正するためにも、都市企業の地方への拡散や農村での起業によって農村の非農業部門を発展させ、雇用を創出する政策が推進されるべきであろう¹⁶⁾。この政策は地域経済の振興策ではあるが、萊陽市の事例でも明らかのように、現状では、一般に中高年階層は出身地域から離れにくい傾向があることから、この地元での就業機会の開発政策としても大いに有効であると考えられる¹⁷⁾。

5. まとめにかえて

本稿では、中国農村の非農業部門の発展と、農村労働力、とくに中高年齢層の就業機会の確保と課題について、中国全体の動向と山東省萊陽市における調査結果の両者に基づいて検討してきた。

14) この点については、大島一二(2016)参照。

15) この点については、大島一二(1993)参照。

16) これまで中国では、小城鎮(農村部の小都市)開発政策や新農村建設等の政策が推進されてきたが、これらの政策においては、これまで大幅に遅滞してきた農村のインフラ整備が中心で、非農業部門の開発(=就業機会の増大)政策はそれほど重視されてこなかったといっても過言ではない。筆者は、農村のインフラ整備も重要ではあるが、余剰労働力の解消(=就業機会の増大)という観点からは非農業部門の開発、とくに工業企業の誘致、創業が重視されるべきであろうと考える。

17) 大島一二(2011)および先行研究では、現行の農村の年金制度に大きな欠陥があることが指摘されている。そうした現状を踏まえれば、地元での就業が可能となれば、彼らが年金を受けることはより可能となると考えられる。

まず、蔡昉（2008）および萊陽市における農家調査の結果から、すでに述べたように、中高年齢層の余剰労働力がいまだ当該農村に大量に滞留していることが読み取れる。こうしたことから、今後はこの後者の中高年齢層の余剰労働力の雇用を、とくに農村地域において非農業部門を中心に進めることが、中国農村における就業機会の増大、さらに農村地域の経済開発という視点から有利となろう。

なぜ農村の非農業部門の発展による農村労働力の雇用拡大が農村地域の経済開発に有利となるのか。それはこの年齢階層の雇用促進は、これまでの若年層を対象とした出稼ぎ型（農村労働力の地域間流動型）で進められるのではなく、都市工業部門の地方拡散政策の推進、とくに農村の第3次産業の発展による地元就業型で進める必要があるからである。なぜなら、本稿の萊陽市の調査事例等から明らかのように、彼らの就業機会は都市には少なく、実態として多くの者が出身地域で生活しているからである。また、製造業だけでなく、第3次産業の振興が重要なのは、前述したように、前者の1990年代末以降のパフォーマンスが芳しくないためである。

筆者の印象では、山東省萊陽市の事例から考えて、都市からやや離れた農村地域での、中高年齢層の雇用創出は、農業関連産業（食品製造業、農業資材生産・販売等）、建築業、さらにはサービス業（とくに流通・小売業・外食産業）等の第3次産業部門を中心とした開発により可能となるのではないと思われる。とりわけ中国東部では農村地域の人口集中が著しいため顧客確保が容易で、大型スーパーマーケットの県城等への進出などには大きな可能性があると思われる。近年、萊陽市付近では、台湾系大型スーパーの進出により、従来まで生活圏がほとんど集落付近に限られていた村民が、頻繁に県城に出かけ買い物をするようになったなどという、小売り業態の変化が県民の生活スタイルにまで影響を与えているという報告もみられる。また、同県では、これまでほとんどみられなかった外資系企業の農業部門参入と雇用の創出などという事例も珍しくない。大きく変化する農村経済の特質を生かした新しい経済開発のあり方をさらに研究すべきであろう。県政府、郷鎮

政府の経済振興政策の質が問われる局面に至っていると考える。

<参考文献>

- 大島一二 (1993) 『現代中国における農村工業化の展開 —農村工業化と農村経済の変容』 筑波書房。
- 大島一二編著 (2001a) 『中国進出日系企業の出稼ぎ労働者—実態調査にみるその意識と行動』 芦書房。
- 大島一二 (2001b) 「中国農村における非農業部門の発展と農家労働力の流出過程 —山東省煙台市農村の改革・開放政策下の20年—」 『農村研究』 第92号, PP. 93-102, 東京農業大学農業経済学会。
- 大島一二 (2011) 「第3章 三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成」 『中国「調和社会」構築の現段階』 アジア経済研究所。
- 大島一二 (2016) 「中国農村における余剰労働力問題の展開」 『桃山学院大学経済経営論集』 第57巻第3号, 33~48ページ, 桃山学院大学。
- 嚴善平 (2009) 『叢書 中国の問題群7 農村から都市へ —1億3000万人の農民大移動』 岩波書店。
- 公安部治安管理局編 (2007) 『2006年全国暫住人口統計資料滙編』 群衆出版社。
- 公安部治安管理局編 (2010) 『2010年全国暫住人口統計資料滙編』 群衆出版社。
- 蔡昉 (2008) 『劉易斯転折点 —中国经济发展新段階—』 社会科学文献出版社。
- 蔡昉主編 (2010) 『人口与労働緑皮書2010 中国人口与労働問題報告 —后金融危機時期的労働力市場挑戦—』 社会科学文献出版社。惠寧主編 (2007) 『中国農村 — 剰余労働力転移研究』 中国经济出版社。
- 任麗君 (2008) 『農村労働力開発与中国経済増長』 経済科学出版社。
- 韓俊 (2008) 『中国经济改革30年 農村経済卷』 重慶大学出版社。
- 中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司 (2008) 『中国農村 経済形勢分析与予測 2007~2008』 社会科学文献出版社。
- 中華人民共和国農業部編 (2007) 『中国農業發展報告2007』 中国農業出版社。
- 中華人民共和国農業部編 (2008) 『中国農業發展報告2008』 中国農業出版社。
- 中華人民共和国農業部 (2012) 『中国郷鎮企業及農産品加工業年鑑2012』 中国農業出版社。

中華人民共和国農業部（2016）『中国農村統計年鑑 2015』中国統計出版社。

李小雲主編（2008）『中国農村情況報告 2006～2007』社会科学文献出版社。

堀口正（2004）「郷鎮企業の発展と地方政府の役割：所有構造改革前後における農村財政・金融構造の分析を中心にして」『龍谷大学経済学論集』第 44 卷第 2 号，129～153 ページ，龍谷大学。

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2017 年 4 月 14 日受理）

Non-agricultural Sector's Role of Creating Job Opportunities in Rural China: Focusing on the Promotion of Tertiary Industry

OSHIMA Kazutsugu

Rapid development of non-agricultural sectors (especially secondary and tertiary) can be accounted as one of the most drastic change after 1980 in rural China. Although these non-agricultural sectors, especially rural industrial enterprises (Xiang-zhen Qi-ye) have been quickly developed in 1980, begun to decline since latter half of 1990s.

It has been one of the major causes of movement of young labors out of their birthplaces. For long periods, tertiary industry has been stagnant under the socialism economy.

Even now, only a few grocery stores and few middle/small supermarkets stand in our research site in Shandong province.

In this paper, we examined development of rural economy caused by flourishing rural tertiary industries (retail business, transport industry, food service industry and so on) and creation of job opportunities through the questionnaire survey of farmers in 5 villages in Laiyang city, Shandong province and interviews to the related persons of the rural government and enterprises in November 2015.

研究者が知っておくべき 研究倫理と著作権制度

山 本 順 一

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構情報基盤部科学情報課の依頼を受けて、2017年2月17日（金）の午後、千葉市にある同機構に属する放射線医学総合研究所の重粒子治療推進棟大会議室において、「よくわかる著作権講座 研究者が知っておくべき著作権」というタイトルでお話し、質疑応答を行った。わたしの研究テーマのひとつが比較法的な著作権制度なのでこのような看板のつけ方となったが、依頼の趣旨は著作権認識にとどまらず、研究活動における不正防止の一環としてのイベントであったので、研究者が備えるべき倫理観の覚醒までを射程に含んでいた。聴衆は同機構に勤める役職員、研究者、および同機構が外部から受入れている研究員と大学院生で、千葉にとどまらず各地の同機構傘下の研究機関とオンラインでつなぎ実施された。本稿は、その機会に語った内容と聴衆とのやり取り、およびその後メールでいただいた質問に対して提供した回答をもとにして、原稿化したものである。儀礼的な謝意も含まれているとは思いますが、担当者からは感謝の言葉をいただいた。担当者との間で、今後の同様の研修を行う際の基礎的な資料としていただければ幸いと文章化することを約束したこともあり、新年度・新学期のオープニングのイベントや雑用、授業や会議等が一段落したいま手をつけることにした。本稿にとりあげた内容は学術的には高尚といえる代物ではないが、ヒトから後ろ指をさされることなく、研究者としての保身を図る際に最低限承知しておくべきことであるので、日常的には大いに役

キーワード：著作権、研究倫理、研究不正行為、引用の法理、商標権

立つものだと思う。わたしのまわりでわたしをかまってくれる大学院生たちにも本稿をプレゼントしたい。なお、筆者は知的財産権制度、とりわけフェアユースを中心とするアメリカ法との比較法的な観点から著作権制度を研究してきたので、研究倫理についてはそれとの関連で言及するにとどまる。研究倫理についても内外に多数の文献、情報が存在するが、ひとつの目安として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26.8.26 文部科学大臣決定）」¹⁾をあげておく。

1. はじめに

世界中に大きな^{さざなみ}小波を巻き起こしているトランプ政権が発足して100日が経過したが、2017年早々にそのトランプ政権の始動に先駆けてモニカ・クロリー（Monica Crowley, 1968-）が国家安全保障会議（NSC）の幹部に指名されるとのニュースが流れた。彼女はアメリカの政治評論家にしてロビイストのひとりで、1996年から2016年の間フォックス・ニュース（Fox News）の寄稿者を務め、世界基督教統一神霊協会（Unification Church）系のアメリカの日刊新聞ワシントン・タイムズ（*The Washington Times*）²⁾の元オンラインの「読者の声」欄編集者のひとりで、ニューヨークに本拠を置く超有名な非営利シンクタンク、外交問題評議会（Council on Foreign Relations）の会員でもある。この有能なアリゾナ生まれの彼女は、その意に反してトランプ政権の国家安全保障会議次席補佐官（deputy advisor）のポストを就任前にあきらめざるを得なくなった。その原因は、17年前の2000年に彼女がコロンビア大学に提出した「真実をさえぎるものを取り去って」（Clearer than Truth）と題するトルーマン政権とニクソン政権のもとでの対中国政策を論じた学位論文（Ph.D. dissertation）にある。そこに

1) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

2) 有名な民主党寄りの大手ワシントン・ポスト（*Washington Post*）と紛らわしい紙名であるが、発行部数では大いに劣る、このワシントン・タイムズは対照的に保守的で共和党支持であり、巷間、アメリカ政界に一定の影響力を行使していると伝えられる。

はヘンリー・キッシンジャー（Henry Alfred Kissinger, 1923-）をはじめとする著名な研究者の著作や大手通信社の記事等から数千語にのぼる剽窃盗用がある旨を指摘された³⁾。日本でも小保方晴子（1983-）さんの事件はあまりにも悲惨なものであった。このアメリカと日本の事件は研究者の棲息する世界では珍しいことではないにしても、研究者である前にまともな人間であれということを示している。先行し、参照させてもらう（偉大な）研究者（とその業績）を尊重し、素直に、また謙虚に背伸びをせず、ささやかな日常的な研究を積み重ねることの大切さを教えてくれる（クローリーさんは学位論文がはじめての剽窃ではなく、それ以前にもウォールストリート・ジャーナルに執筆した記事について剽窃疑惑が取りざたされたことがあり、彼女には‘盗癖’があったともいわれる）。実力以上に虚名で学界にのさばる人たちがいるのはどこの世界でも同じであるが、研究者にとって、なによりも自分の作品が依拠した〔参照・引用させてもらった〕業界の先輩をそれなりに評価・尊敬する人間性が大切であることを確認し、次に進める。

2. 正しい著作権認識からスタート

これまで何度か理工系の研究機関等で著作権についてお話する機会があったが、そのときに著作権などに脇目もふらず一生懸命に実験、研究を続けてきた初心な人たちによく訊かれたのは、「著作権は世界共通のものか」というものである。その問いかけに対する答えは「違います。著作権はベルヌ条約やTRIPs協定など、関係する国際条約によってミニマムは共通ですが、それぞれの国の国情や地域の状況に応じて、微妙に異なっています。これを属地主義といって、著作権に限らず、知的財産権に共通の原則です」と応えている。また、「各国の法律に定められた著作権は、そのまま世の中に通用するものなのか」とも訊かれることがある。これに対しても、「違いま

3) 'Trump aide Monica Crowley plagiarized thousands of words in Ph.D. dissertation.'

< <http://money.cnn.com/interactive/news/kfile-monica-crowley-dissertation-plagiarism/> >

す。学説や判例がそのまま著作物の取扱いを規律しているのではなく、業界の事実上のルールや実務慣行などによって規律される部分も少なくない」と応じている⁴⁾。そして、研究者が身につけるべき基本的な著作権認識とそこからつながる研究倫理につき、「図1 研究者にとっての著作権（認識）を含む研究倫理」を示す。

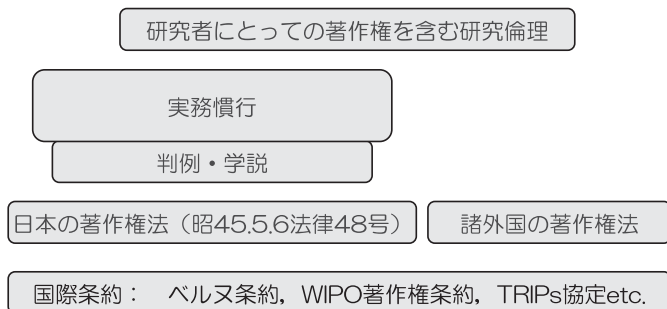


図1 研究者にとっての著作権（認識）を含む研究倫理

著作権（認識）を含む研究倫理の基礎的知識を簡便に修得しようとするれば、独立行政法人 日本学術振興会から公表されている「科学の健全な発達のために：誠実な科学者の心得」⁵⁾が有益である。同書にも「研究不正行為」はFFPというイニシャルで整理されており、Fabrication（捏造）、Falsification（改竄）、Plagiarism（盗用・剽窃）の3要素から構成されると理解されている。このうち著作権に関係するのは改竄と盗用・剽窃の2つである。著作権制度は表現を保護するもので、アイデアには及ばず、アイデアは社会公共に広く開かれているとの仕組みをとるが、研究活動においては先進的な具体的アイデアの盗用も研究不正行為になることがある。研究者には事実やデータの捏造は許されず、利益相反、（被調査者などのプライバシーに関する等の）守秘義務違反、インフォームドコンセントの欠落、（当該研究活動に関わる）

4) たとえば、最近の先進国や発展途上国の著作権制度の動きの一端については、拙稿「図書館をめぐる著作権の制限規定・適用除外規定に関する国際的な動向」専門図書館281号（2017年1月）、pp.2-8を参照。

5) <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

不正の隠蔽、(不正行為の) 告発者(や公益通報者)への報復、および二重投稿等々、ほかにも様々な逸脱行為が「研究不正行為」に該当する(「図2 研究不正行為」を参照)。

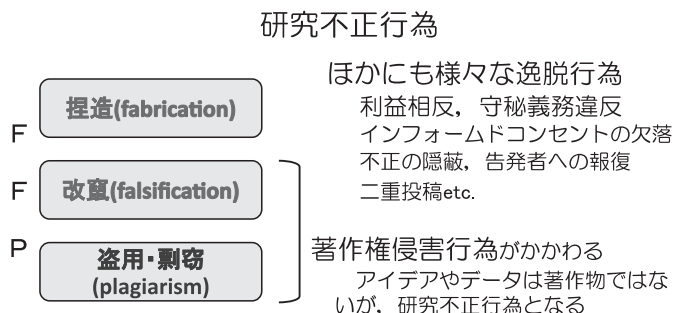


図2 研究不正行為

研究活動の成果は一般に学術論文にまとめられ、それぞれの分野の共有知的資産に編入されるが、なかには所定の手続きを踏み、特許権や実用新案権、意匠権、育成者権等の排他独占的な知的財産権を構成することもある。熾烈な競争にさらされている企業等の研究開発現場での(学術的な)成果のなかには、ときにトレードシークレット(営業秘密)として保護されるものがありえる。「図3 研究成果についての構造的理解」を参照しながら、いま少していねいに解説を加える。あらゆる学問分野の研究は、学部や大学院での教育もしくは独学を通じて、当該学問分野の体系と構造、理論水準を一定程度理解した上で、そこにこれまで認知、発見されてこなかった摂理や真実について一定の仮説をたて、そのアイデアの実証、論理構築を行おうとするものである。その初発のアイデアを事実とデータを積み上げ、学術論文(や特許明細等)として表現する。その表現行為を通じて、研究者としての地位や名誉、経済的その他の正当な利益を獲得する。独創性、オリジナリティのあるアイデアの発想から学術論文等の作成・公表、そして社会的評価にいたる一連の過程において、研究者として守らなければならない「研究倫理」が存在する(情報のしかるべき取扱いを規律する「情報倫理」もそこに

は含まれる)。

研究成果についての構造的理解

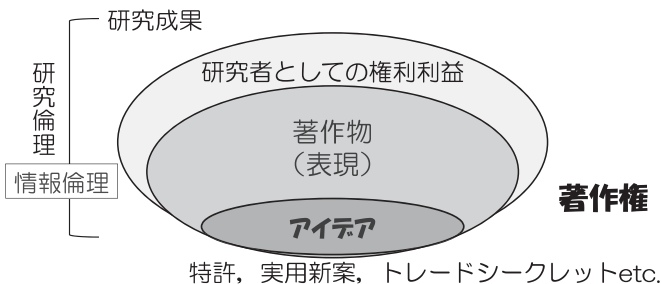


図3 研究成果についての構造的理解

3. 著作権法とは何か？

研究者として、最低限知っておかなければならない著作権制度に関する基礎的事項について、以下に整理することにした。

3.1 ‘publish or perish.’ (論文を書かないと肩身が狭い、研究者廃業)

世界中で活発な研究活動が展開されており、爆発的な論文生産が現出している。高度に学術的なコア雑誌に投稿し、査読をかいくぐってめでたく掲載された論文といえども、そんなに同業者から引用されるわけではない。査読付き学術誌に掲載されて5年、人文系分野では82%が1度も引用されず、社会科学分野では32%が1度も引用されず、自然科学分野でさえ27%が1度も引用されることがない。学術雑誌に掲載された論文をトータルに見ても、1度でも引用される論文は7割である⁶⁾。

研究者の執筆する論文や専門書の公表、刊行については、出版社との契約により規律される。学術雑誌に掲載される論文の著作権のありようは、当該学術誌発行出版社が用意している契約書にしたがう。専門研究書について

6) アキ・ロバーツ、竹内 洋『アメリカの大学の裏側』朝日新書、2017、pp.78-79.

は、研究者と出版社は、タテマエとしては対等の法主体であるが、大手出版社が社内で作成している附合契約的な出版契約、業界で共通に用いられている雛形の出版契約とは異なる定めに変更することは日本ではなかなか難しいかもしれない（通常は著者への印税は定価の10%であるが、ときに販売予想によって著者と出版社との間の合意により下げられることがある）。

3.2 研究論文は‘著作物’

日本の著作権法2条1項1号には、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を‘著作物’（work）と定義しており、これは世界共通である。同法10条1項には9種類の著作物の種類が例示されている。研究論文は全体としては‘言語の著作物’に該当しそうであるが、そこに含まれている凝った図表は‘図表の著作物’に、視角や構図等に撮影者等の個性がうかがえる写真や画像は‘写真の著作物’にあたる。一般に著作物は、それを作成した人の思いや感動を第三者に伝えたくて制作するものであるが（だから小説を読んで悪を憎む気持ちになったり、マンガを見て笑ったり、映画を観て涙ぐんだりする）、‘プログラムの著作物’だけは性質が異なり、システムエンジニアやプログラマーが直接的には無機的な機械であるマシンに「ちゃんとねらったように動作してくれ」と語りかけるものである。‘コンピュータ言語’という英語のできそこないような言葉を使ってきたので、まずは‘言語の著作物’に含まれるとの認識がもたれるようになり、やがて‘プログラムの著作物’として独り立ちしたのである。いずれにしても、その著作物の種類に応じて、法的保護のあり方が異なる（高価なプログラムの著作物は脆弱なのでバックアップがとれるし、機種に応じた改変も当然に認められる）。

著作物にはそれを制作・作成した‘著作者の権利’（広義の著作権）が認められる。研究論文の著作者である研究者には、一身専属的な‘著作者人格権’と‘著作（財産）権’（狭義の著作権）の大きくは2種類の権利が付与される。‘著作者人格権’には公表権、氏名表示権、同一性保持権が含まれ、

さらには創作者としての名誉，社会的評価を侵害する行為から保護される。著作者人格権について，研究者にかかわるところでは，共同研究契約の中で著作権に関する定めのひとつとして‘著作権人格権を行使しない’旨を規定する場合がある。このような規定は，共同著作物の著作者人格権の行使を定める著作権法64条の趣旨に対応するものである。同条3項は，「共同著作物の著作者は，そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる」としており，当該共同研究の代表者に対して，共著で作成する論文をいつ公表するかを決める，加筆修正する必要に円滑かつ速やかに対応することを実現すべく，共同研究契約中にこのような規定がおかれる。共同著作物の著作（財産）権の行使にあたっては，同様な趣旨から，合理的で正当な理由なく，共著者の内の特定個人が阻害的振る舞いをしてはならないと定めている。共同研究に携わり，論文の共著者の間での合意形成に余計な時間とエネルギーを割きたくないのである。

‘著作（財産）権’はいわゆる‘copyright’で，有形・無形の複製（改変を含む），流通を独占的に支配する権利で，これは著作物の種類に応じた利用をコントロールすることができ，具体的な利用のあり方に対応する‘支分権’（subdivision）を包括した権利と認識できる。あらゆる種類の著作物に共通する利用形態である複製に応じる‘複製権’‘翻案（変形）権’やスクリーンに映す‘上映権’，そして譲渡（権）・貸与（権）⁷⁾および無体の著作物の具体的イメージを有線・無線の伝送路を通じて送る‘公衆送信権’といった支分権が存在する。言語の著作物のうちの文学作品や脚本については‘上演権’と‘口述権’（朗読），音楽の著作物については‘演奏権’，美術の著作物や写真の著作物については‘展示権’が認められている。

著作物が複数の人たち（ n 人）の協力で作成・制作されるときには著作者の権利は関係当事者の共有となり，特別な約定がなければ， $1/n$ の共有持分となる。もっとも著作物は利用されてこそその効用が発揮できるので，共著

7) ゲームソフトを除く映画の著作物には，譲渡と貸与の双方を含む‘頒布権’が認められる。

者のあいだで故意に利用を妨げる行為は容認されない。自然科学系の諸分野では、通常、双数にとどまらない複数、多数にのぼる共著者が単一の研究論文を作成する。

・ 著作権の移転・譲渡

著作者人格権は一身専属的で、原則的に著者の存在と運命をとにもするが、著作（財産）権は第三者に譲渡・移転することができ、相続の対象ともなる。理工系の学術雑誌に掲載された記事や論文、医学・薬学等の分野の図書などでは、採録・出版の段階で著作権が出版社に移転・譲渡されるとの定めが投稿規程や出版契約、慣行等により決まっていることがある。このような「著作権変動」については、一応の知識をもっておいたほうが良い。

「自らが執筆した出版物について、使いたい人から直接その旨について連絡を受けたとき、出版社に対して自らはどう関わるのが良いか？」ということについては、著作権移転の有無の確認をしなければならない。文科系分野では著作権は著作者にとどまり、複製権だけが出版社に許諾される形式が多い（一般社団法人 日本書籍出版協会の出版契約の雛形は出版権設定契約となっており、電子化もそこには含まれている⁸⁾）。うえにふれた通り、理科系分野では著作権は出版社に移転、著作者人格権は著作者にとどまる形式が多い（投稿規程を確認する必要がある）。後にふれるが、SherpaRoMEOやSCPJデータベースでそれぞれの出版社の著作権に関する方針が確認できる場合もあるが、多くの出版社は「灰色」（gray）で態度未決定（under consideration）である。紛争回避のためには、マナーとしても出版社に連絡しておいたほうが安全は安全で、確認はメールで十分である。

自らが執筆した出版物について、使いたい人から直接その旨について連絡を受けたとき、承諾する場合には利用形態をしっかりと確認することが大切で、利用条件を明確に示したうえで、eメール等に残しておくこと。断る場合には、プレプリントできわめて限られた身の回りの人たちに配布して

8) <http://www.jbpa.or.jp/pdf/publication/hinagata1kaisetsu.pdf>

いる未公表著作物だと、熟度、完成度が低いなど合理的理由をあげることができる。また、引用以外の利用であれば丁重に拒絶することはできる。しかし、インターネット上に公開されているような場合やすでに学術誌、図書で公表、公刊されていれば、引用は阻止できない。公表された著作物の引用は研究の世界の公理に属する。

研究者によくあることであるが、外部からの依頼で講義やセミナーを行った後に、パワーポイントのコピーの提供が主催者側から要望されることがある。このようなときには、聴衆の理解を容易にするためにグーグルの画像検索等でアクセスできた画像やインターネット上のウェブページをパワーポイントのファイルに貼り付けることが多いと思う。大学等の講義やセミナー、研修会での講演をしているときにはそれでよいが、終了後に提供したパワーポイントのファイルが複製され、外部に配布される懸念がある場合には、一般的には引用の法理が援用されうるはずであるが、コピーしたウェブページや第三者の制作した画像等は削除しておいたほうが無難といえる。

ひるがえって、自分自身の研究業績の利用を断りたいという研究者は意外にも少なくないようである。国立国会図書館が過去に遡り学位論文を電子化しようとしたとき、著作権処理のために連絡をしたところ、電子化・公開を拒絶した研究者は少なくなかったようである。わたしのまわりにも「だって、恥ずかしいんだもの」という人たちが何人かいる。研究成果を公表しなければ退場を余儀なくされる職業のはずなのに面妖な現象ではある。しかし、このことは著作権法のあらゆるテキストに書かれているように、著作権が‘禁止権’として働くことを示している。著作隣接権と総称される権利に含まれる実演家の権利やレコード製作者の権利には、利用は拒めず、報酬請求権のみが認められる場合があるのとは対照的といえる。科学の進歩を協力し合いながら進めてゆくべき研究者が、みずからの公表された著作物である研究業績を秘匿しようという心理は、ビョーキというほかはない。

3.3 編集著作権，データベースの著作権

近年の研究活動では、オンラインで種々様々なデータベースを利用している。データベースは、この国の著作権法では「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」(2条1項10の3)と定義され、「その情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する」(12条の2第1項)と規定され、またその著作物として保護される‘データベースの著作物’につき前項の「部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」(同条2項)との定めも加えられている。すなわち、網羅的でもなく、アルファベット順や50音順でなく、あるいは広く用いられる分類によってではなく、情報の選択や体系的構成にオリジナリティが認められるデータベースには総体として著作権が認められる。もっとも、著作権の付着したデータベースの著作物につき、数値で表現されたデータや(歴史的)事実、書誌データ、たんなる語句などを一定程度抽出利用しても、それら自体は著作物ではないので、著作権の侵害にはあたらない。特定のデータベース、これはデータベースの著作物に該当しない場合でも、論文や記事、美術作品や写真などの著作物を抽出利用する場合には、後にふれる引用や、特許権取得、薬事法による審査など著作権が制限されるケースでなければ、著作権が問題となる。データベースの利用にあたっては、その構成要素が著作物でなければ、もとのデータベースの著作物の具体的ありようが透けて見えるような大量利用でない限り、問題とはならない。新聞記事や書誌データベースなど、データベース業者から契約にもとづき有料で利用している場合には、それを活用する目的で導入しているのであるから、社会通念上、合理的な利用である限り問題になしえない。インターネット上に無償で公開されているデータベースの場合も同様である。

デジタル時代の到来前から、新聞や電話帳、百科事典や蔵書目録、総合目録等、紙に多くの構成要素が印刷された編集物については、「素材の選択又は配列」にオリジナリティのあるものが‘編集著作物’として法的に保護さ

れている（12条）。紙媒体の編集物が電子的な‘データベース’に装いをあらためただけで、メディアは変わっても本質的には同じものなので、アメリカの著作権法のもとではデータベースもまた‘compilations’（編集著作物）として保護されている（17USC § 103）。第三者が作成した既存の‘データベースの著作物’につき、情報解析を目的として複製、改変して利用する場合にはそこに関係する著作権は制限され、合法的利用とされる（47条の7）。

3.4 著作権の存続期間

著作権の付着する著作物は、小説やマンガ、ポピュラー音楽、映画などのような娯楽、エンタテインメント系の著作権ビジネスの商品、サービスとして市場で取引、流通するものもあるが、やがて国民文化として普及浸透してゆく民族的芸術、人文社会系的知識や科学技術を体化した学術論文のように、資本主義的市場論理を超えて広く共有され、次の時代の市民福祉、市民文化を育む基盤的情報知識も存在する。具体的な商品、製品、サービスの根底にある情報に過ぎない情報、イメージである無体の著作物については、アメリカの連邦憲法8条8項に国家は「著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する」とあるように、著作権が認められるのは‘一定期間’とすべきもので、‘一定期間’が過ぎれば万人に開かれた共有、公有の情報知識とすべきで、著作権者、著作権ビジネスの合理的な利潤獲得の範囲を超えれば‘パブリックドメイン’に編入すべきである。その‘一定期間’は世界の著作権制度のミニマムを定めるベルヌ条約には、その7条に定めがあり、1号に「保護期間は、著作者の生存の間及びその死後50年」とされ、2号には「映画の著作物については、保護期間が、著作者の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から50年」、写真の著作物と応用美術の著作物に言及する4号は「製作の時から25年よりも短くてはならない」としている。もっとも、同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する権能を有する。7条6号に「同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間

を許与する権能を有する」と定められ、著作物の存続期間は一般にベルヌ条約がいうところよりも相当に長い期間がそれぞれの国の国内法で定められている。

日本の国内法である著作権法では、一般に著作者の死後「50年を経過するまでの間、存続する」(51条)とされ、映画の著作物についてだけ「公表後70年」(54条)とされている。面白いのは、あれだけ大騒ぎをして取りまとめたにもかかわらず、ドナルド・トランプ大統領の英断?によりなかばポシャっている環太平洋パートナーシップ協定が日本の著作権制度に大きな影響を与えている。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年12月16日法律第108号)で著作権の存続期間を死後50年から70年に法改正をした(8条)にもかかわらず、その附則1条が「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」を施行日としているため、現在ではたなごらしの状態になっている。こと著作権制度に関してだけ言えば、著作物の陳腐化のスピードと中長期的な社会的、文化的な変動もあって、特定のキラコンテツ以外には、ほとんどすべての著作物が著作者の死後50年まででさえ利用され続ける実態がないにもかかわらず、多くの著作物利用者、市民の意に反して行った暴挙に対する、トランプ大統領を通じての神様の加護のように感じられる。

3.5 ‘著作権侵害’とは?

他人の権利利益を損なう行為をすればそれは権利侵害行為となり、故意または過失によって権利侵害が発生した場合には、原因行為を行った者には損害を填補すべき責任が問われる。差し迫った状態の中で自分自身の権利利益を守るためやむなくそれを行い、客観的にもその第三者の権利利益侵害行為に一定の合理性が認められる場合には、その責任は軽減されたり、免除されたりすることがある。一般的には、侵害される権利者の保有する権利利益がもっぱら私的利益にすぎず、やむを得ず侵害する側の守ろうとした利益が公的利益、公共の利益であるとき、あるいは第三者の利益を侵害する側の利益

のほうが相対的にその性質、価値の点からも優位しているような場合には、法的にも権利侵害行為と見える行為を容認、許容することを強いられる。著作権についていえば、英米法の世界で発展をみ、アメリカ連邦著作権法107条に結実した‘フェアユース’の法理がそれにあたる。日本の著作権法では30条以下の著作権制限規定がそれに相当し、枝番を付した規定が続々登場しているが、総じて利用者国民よりもビジネス利益を過剰に優先する傾向にある立法過程とそれに追従する傾向がうかがえる司法過程の展開は著作物の公正使用の実現には大きな懸隔を残したままといえそうである。

さて、研究者が常識的に知っておくべき‘著作権侵害’行為の構造について、略々、記しておこう。著作権を含む知的財産権の本質は第三者の模倣の抑止であるから、先行する第三者の著作物を模倣したことが明白な場合に‘著作権侵害’となる。このとき特許権などの産業的財産権では結果的に模倣が確認できれば、模倣したとされる者の主観的意図にかかわらず権利侵害と認められるが（特許権などでは出願登録手続きを経て権利が付与されるので、出願登録される前にその発明等を実施していた者については権利侵害とはされず、継続的に先使用権が許容される）、著作権制度のもとでは模倣の意図なく結果的に同一、酷似、類似の著作物が制作された場合には‘偶然一致’として後発の者にも別個の著作権が認められるタテマエである。

このように考えると（判例・学説も同様であるが）、先行する著作物になんらかの形でアクセスし、それに依拠して制作された模倣表現物に接した制作者以外の第三者がそれをみて、「すっかり同じ、よく似ている」と感じた場合に‘著作権侵害’が肯定される。すなわち、先行著作物への‘依拠性’と先行著作物との‘類似性’の2要件が満たされれば、‘著作権侵害’と法認される⁹⁾。著作権侵害行為およびそれと見做される行為については、刑事責任が問われることがあり、著作権法第8章の罰則、著作権侵害罪が適用されうる。著作権侵害あるいはそれに見做される行為を行った個人には著作権

9) 既存の著作物に依拠して複製され、表現形式上の本質的特徴がそれ自体として直接感得されるときに‘著作権侵害’が成立する。

法 119 条以下の規定が発動され、懲役、罰金、またはその併科を科されることがありうる。著作権侵害行為を行っていた研究者等従業員を使用していた研究開発機関、企業などについても両罰規定（124 条）が用意されており、組織ぐるみの著作権侵害であればその組織文化も断罪される仕組みになっている。

3.6 研究活動の砦、‘引用の法理’

研究者が研究活動を通じてアカデミック・ワールドに提出する新しい知見は、それぞれの分野の関係する既存の研究成果を踏まえて、その成長点を伸ばす連続的、継続的営みである。古代の偉大な哲人、アリストテレスやプラトンのむかしから、研究者の著作は先人の言説を引用し、思考を深めるものであり、いまもむかしも研究者の新たな独創的知見は先人の研究成果の引用のうえに構築される。この国の著作権法 32 条 1 項には、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と定めており、これが古来以来の‘引用の法理’を確認している。引用の法理のコロラリーとして‘明瞭区分性’と‘主従の関係’があげられる。

事実やデータと同じように客観的論拠として先行著作物の一部を用いるわけであるから、誰の目にもそれが認識できるよう、際立たせる必要があり、日本語で書かれる論文では引用部分の前後を「」で括ったり（欧文の場合では‘ ’のようにする）、フォントの大きさを小さくしたり、空行を挟んで 2 字下げにしたりする。そのようにして引用部分と著者の固有の表現を識別することを要請するのが‘明瞭区分性’である。また、論文を書くということは素晴らしい先達の業績を受け売りするために書くのではなく、みずからの新しい発見、知見を披瀝するために書くための引用であるから、自分自身の表現にウェイトが置かれるはずで、先達の著作物からの引用は従たるもので、そこにはおのずから‘主従の関係’が成立しているはずである。みず

からの見解を述べるために先達の著作物を自由に引用することはできるが、先達の保有する著作権には一定の配慮が求められ、同一性保持権、翻案権には留意する必要がある、必要最小限の合理的改変は許容されるとしても、原則的にそのままの形で引用すべきであろう。しかし、分量的にも必要最小限とされる引用の対象となる部分が数行を超え複数頁にまたがるような場合には、一般に要約引用することが認められる（この場合には要約引用の対象となった出典文献の書誌データを注などで明らかにすべきである）。

このようにして行われる引用については、一般的な意味でも、またそれぞれの学問領域ごとのマナーに服するという意味でも、‘公正な（引用の）慣行’に従わなければならない。実験等における検証可能性を明らかにするのと同様な意味をもっており、トレース可能な出所明示が求められる。図書の場合は著者、書名、出版社、出版年、該当頁など、論文の場合は著者、掲載雑誌名、巻号、該当頁など、インターネット上の資料の場合はURL、アクセス日時などを明記することになる。いわゆる孫引き（re-citation）は極力避けるべきであるが、容易に原典にあたれない場合には正直にその旨を記すべきである。

・ ネガティブな引用

研究者のなかには人間関係の機微、ないしは学界における人間関係にまで配慮が届く人が少なくない。「他人が執筆した論文の文言や図書の図表をネガティブな引用で使いたいとき、その旨を執筆者に伝えたほうが良いか？」との質問が提起されるゆえんである。これには学界のボスや同一の学閥、人脈に属する先輩や兄弟子を迂闊に批判すると手ひどい仕返しを受けることを恐れてかもしれない。この行為は、論理的には、いわれない報復にあたり研究不正を構成するはずであるが、大方の場合、事実上の支配従属関係に出るいやがらせは、陰險な報復については事実上の放置を余儀なくする。‘引用の法理’は、人間関係を超越した法的に認められた合理的な権利であり、科学の進歩を演出する概念装置のひとつである。ここで示した配慮には、優し

い人柄と日本の美徳が表出しているように思われるが、合理性は存在しない。研究者としての生き残りと存在意義を確認するうえで、若手研究者こそ斯学の権威にチャレンジすることが望まれる。‘出る杭は打たれる’が、‘出過ぎた杭は打たれない’。

・ 講義やセミナーでのWikipediaの引用

ウィキペディアに限らず、ほかの百科事典でも同様であるが、専門性の高いアカデミック・ペーパー（学術論文）にウィキペディアの利用はにつかわしくなく、限定的な利用にとどまると思われる。大学の講義やセミナーなど初学者や市民などに向けられた講義やセミナーであれば、簡単な定義等が発点になる場合、ウィキペディアは有効であろう。ちなみに、アメリカの裁判所でも、日本の裁判所でもウィキペディアは引用、利用されている。このとき、出所表示など引用の要件は守らなければならない。

3.7 著作物の第三者利用の形態はあらかじめ著作（権）者が決めることができる

著作権法 63 条 1 項は「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる」と定め、同条 2 項は「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」と規定している。この規定の法意から、特定の著作物の著作（権）者はあらかじめ当該著作物の利用方法、利用形態を定めておき、これを一般公衆に向けて公開し、ある種の‘附合契約’として提示することが出来る。いま広く世界で行われている‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’¹⁰⁾は基本的に情報共有をめざす仕組みであるが、この‘附合契約’のやり方を採用している。

学術論文は法的には同じように‘著作物’に位置づけられるとしても、資本主義的商品であるエンタメ系のベストセラー小説や映画、ポピュラー音楽

10) <https://creativecommons.jp/licenses/> を参照

とは本質的に異なる（そもそもマーケットのサイズに想到すれば、それを商品として大きな利潤が得られるとは考えられない）。研究の目的が研究者の自己満足と科学の進歩、人類社会の便益向上であることからすれば、科学的知識の共有を促進することが望ましく、経済的な意味では一定程度‘著作権制限’に服するのはある意味で当然のようにも思われる（特許発明のように投下資本の回収と継続的研究開発の維持のための仕組みは次元を異にする）。

・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス¹¹⁾について

クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons ; CC) は、情報共有を促進し、第三者が合法的に創造的著作物を利用できる範囲の拡大を目指して活動をしている、アメリカの非営利組織である。広く市民に負担なく著作物を利用させようとする‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’ (Creative Commons licenses) として知られる著作権使用許諾約款を公表している。クリエイティブ・コモンズはいまや創造的著作物を共有する国際的基準となりつつある。2016年1月現在、各種の‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’にもとづき11億の著作物が公開されており、2015年3月現在、画像共有サイトのひとつFlickrだけで3億600万点の画像がこのライセンスにもとづき利用できる¹²⁾。

3.8 研究機器・設備などのマニュアル、取扱説明書の著作権

莫大な資金を投入して研究活動が展開される巨大科学 (big science)、最先端の高度な研究成果が求められる学問領域においては、エレクトロニクスと微細技術の粋を集めた実験・検査機器、施設設備、そして小回りのきく便利な道具・器具等の利活用が不可避である。これらの研究活動を日常的に支える物的基盤は機能性能の向上、陳腐化が早く、利活用に必要なスキルの修

11) <https://creativecommons.org/licenses/?lang=ja>

12) *The Future of Creative Commons: Realizing the Value of Sharing in a Digital World* <<https://library.osu.edu/blogs/digitalscholarship/2013/06/06/future-of-creative-commons/>>も参照されたい。

得に必要なマニュアル，取扱説明書は，多数関係者の共有，共用となる。簡便に利用スキルを覚えようとするとき，事実として複製と抜粋，一部改変ができなくてはならない。そのような研究機器・設備などのマニュアル，取扱説明書が著作物に該当し，メーカーや代理店が著作権を主張し，高価な機器，器具の効果的利用が阻まれるとすれば，本末転倒といわざるを得ない。

経済産業省のホームページをのぞくと「特許権侵害，著作権侵害について〔特許権侵害，取扱説明書，仕様書，著作権侵害〕」との見出しのもとに「取扱説明書・仕様書のコピーについて」の記述があり，「取扱説明書・仕様書に記載されている文章や図画等は著作物として保護の対象になり得ます。それらが著作物である場合，その複製は，著作権侵害となり，著作権法に基づき，侵害行為等の差止請求や損害賠償請求等を裁判所に求めることができます」¹³⁾とされている。最近では，スマートフォンや携帯をはじめとするIT機器等の取扱説明書はインターネット上でダウンロードできるものが多い。たとえば，あるコモンキャリアがインターネット上にあげているオンラインマニュアルについて，「取扱説明書の著作権は携帯電話製造メーカーに帰属します。権利者の許諾を得ることなく，取扱説明書の内容の全部または一部を複製することは，著作権法上禁止されています。ただし，商業取引以外の個人的用途に用いる場合に1コピーのみ複製することは，この限りではありません」¹⁴⁾と記している。また，別のメーカーのサイトには「取扱説明書の著作権は株式会社〇〇に帰属いたします。株式会社〇〇の許諾なく本サイトに公開されている取扱説明書の内容の全部または一部を複製，改修したり送信したりすることは著作権法上禁止されております」と記すだけでなく，「本サイトでは当社が発売した全ての製品の取扱説明書を公開いたしております。ご希望の取扱説明書が見当たらなかった場合はご購入店かお近くの当社製品の取扱店またはサービス会社にお問い合わせの上，ご購入頂きます様お

13) <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/soudanjirei/tyosaku4.html>

14) https://mb.softbank.jp/mb/japanese/mysoftbank/crm/online_manual/att_812_t.html

願ひいたします」¹⁵⁾という。それを対象として購入する機器、設備等とは別に、取扱説明書がアンバンドルで販売価値を持つと考えているとすれば、顧客満足を考慮しない企業の顧客に対する嫌がらせ以外のなにものでもない。

理不尽なまでに欲ぼけの企業とは異なり、知的財産権紛争の専門職的メンター助言者である弁理士のひとはホームページに、「技術文献に求められるのは、いろんな解釈ができる創作的な表現よりも、誤解を招くことがないありふれた表現です」とのしごく全うな認識を示したうえで、「取扱説明書・仕様書に記載されている文章が言語の著作物として、そして図面が地図・図形の著作物として著作権で保護される可能性は低いと考えておいた方が良いでしょう」¹⁶⁾と述べている。

具体的な法規創造性をもつ裁判判決を紹介したブログ（当該事件の判決文にアクセスできる）¹⁷⁾を見ると、この国には相変わらず非常識な裁判官がいることがわかる。消費者に提供するサービスをできるだけわかりやすく書くには誰が書いても「表現の幅の狭い」ものとならざるを得ない火災保険の説明書につき、太文字、白抜き文字、下線などのメリハリに作成者の思想または感情の創作的表現が見られるとしている判決（東京地判平 23. 12. 22）をこき下ろす一方、まっとうな判決を紹介している。浄水器の取扱説明書が問題とされた事件である。大阪地裁は、浄水器の取扱説明書について、製品の概要や取扱いをわかりやすく解説するにあたり、採用した構成、取り上げた具体例、図画等、表現上の使用文字やマークの種類や配置、レイアウトなどは編集著作物には該当せず、またその内容は当該製品の各部分の名称、安全性確保、設置や使用の方法、トラブル対応など客観的事実を述べるのみで、そこには創作的表現というものは見出せず、ありふれた表現に過ぎず、そもそも著作物に該当しない旨を指摘する。この判決では、「取扱説明書は、対象製品から独立して頒布されるものではなく、すでに取引が成立した製品に

15) <http://www.toshiba-living.jp/rev.php?no=90952&sid=1>

16) <http://www.zepto.jpn.com/知的財産/取扱説明書・仕様書のコピーを著作権で守る方法.html>

17) <http://d.hatena.ne.jp/FJneo/1994/20120204/1336070219>

付して交付することが自由な競争の範囲を超える行為であるとはいえない」として、不法行為も否定した（大阪地判平 23. 12. 15）。

わかっただけだと思う。市民が日常的に利用するフライパンの商品取扱説明書（大阪地判平 10. 1. 20）や浴場保温商品取扱説明書（大阪地判平 17. 12. 15）などもまた著作物に該当しないとされているなかで、著作権制度がマニュアル、取扱説明書の利用の不便さを生み出し、人類の幸福と社会の平和に資する研究活動に必須不可欠な施設設備、機械器具等の活用を阻むとすれば、そんな馬鹿な話を許容する知的財産権制度はただちに宇宙の彼方に捨て去ったほうがよい。

4. 著作権と他の知的財産権との関係

研究者を読者対象と想定する本稿では、研究倫理を射程に含みつつも、著作権制度を中心に論じている。しかるに、著作物とされる表現物が同時に重疊的に他の著作権以外の知的財産権の対象となることは少なくない。研究者にとっても、この知的財産権の重なりについて、一定程度の理解をしておくべきもののように思う。

4.1 著作権とネーミング、商標権

2016年、古坂和仁（1973-、古坂大魔王）ふんするピコ太郎の「ペンパイナッポーアッポーペン（PPAP）」が大流行をみた。この一世を風靡した楽曲はもちろん「音楽の著作物」である。この楽曲のタイトルとして利用された「PPAP」は、それだけではたんなる文字列で著作物ではないので、それだけでは著作権の対象とはならない。ところが、ピコ太郎の曲がヒットする前に、この「PPAP」が第三者によって商標の登録出願がされていたという¹⁸⁾。

「PPAP」というロゴが「第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動」という区分でピコ太郎の「ペンパイナッポーアッポーペン（PPAP）」の流行に先立って商標登録されていればどうなるかという問題で

18) <http://rocketnews24.com/2017/01/30/856102/> などを参照。

ある。この事件については、特許庁が2016年5月に「最近、一部の出願人の方から他人の商標の先取りとなるような出願などの商標登録出願が大量に行われています。しかも、これらのほとんどが出願手数料の支払いのない手続上の瑕疵のある出願となっています」と注意喚起をしている¹⁹⁾。出願手数料の支払いのない場合には特許庁は出願の却下処分を行うものとし、「出願手数料の支払いがあった場合でも、出願された商標が、出願人の業務に係る商品・役務について使用するものでない場合（商標法第3条第1項柱書）や、他人の著名な商標の先取りとなるような出願や第三者の公益的なマークの出願である等の場合（同法第4条第1項各号）には、商標登録されることはありません」としている。具体的な商品や役務（サービス）から離れて、‘ネーミング’ だけから不当な利益を得ようとする輩が排除される仕組みになっていることを、特許庁は^{せんめい} 闡明している。ピコ太郎はその人気が衰微するまで「PPAP」を歌うことができる。

4.2 著作物の商標化

イギリスの絵本作家ビアトリクス・ポター（Helen Beatrix Potter, 1866-1943）の作品で有名なキャラクター、ピーターラビットは子供服のアパレルメーカーであるファミリアが商標として利用していた²⁰⁾ ことがあり、また漢方薬品メーカーのツムラの中将湯の商標は、著名な日本画家、高島華宵^{かしょう}（1888-1966）の描いた中将姫である。このように特定の創作者が制作した著作物を登録商標として利用することがある。

このような場合、もともと著作物であるので、著作権の存続期間内においては、その著作物を商標として利用しようとする企業は、契約によって著作権処理をしたうえで、商標権を取得しようとするれば、特許庁に出願し、審査

19) 特許庁「自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ（ご注意）」（平成28年5月17日）<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/tanin_shutsugan.htm>

20) ファミリアと創作者側にたつフレデリックウォーン アンド カンパニー リミテッド社との間で訴訟を重ねてきた。（知財高判平 18. 10. 26 など参照）

を経て、登録することになる。この場合、商標権の基礎となる著作権に変動が生じれば、商標としての利用は危うくなる。

4.3 商標登録の必要性？

あらためていわゆる「ブランド」の中核をなす「商標」の定義を掲げると、商品に付されたり、役務（サービス）に関連して使用される標章、標識で「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定める」標識の位置や動き、そしてホログラムなど、となる。商標の機能については、どの知的財産権のテキストをみても、①自他商品識別機能、②出所表示機能、③品質保証機能、④宣伝広告機能、とある。そして、一定の要件が整えば、その商標は45の商品・役務の分野のなかから適切な分野を選び、経済産業省の外局である特許庁に出願し、審査を経て、所定の料金を支払い登録し、商標権を行使できる。その個性あるマーク等を独占的に利用でき、それを付したグッズを製造販売する業者が現れば、一定のロイヤリティを得ることができる。アメリカの著名な大学などの登録商標であるロゴなどが印刷されたTシャツ（大学がTシャツの製造販売業者に商標権の利用を許諾）などが売れば、商品価格の7%とか、約定された割合の雑収入が当該大学に納められる。

研究開発法人や国立大学法人、私立学校などのロゴもまた商標登録が可能であるし、実際に少なくないものが商標権を獲得している。しかし、アメリカの超一流の大学などを除き（アメリカの一流大学はある意味で観光資源であるが、一般市民を広く受入れず、多くの時間を門で閉ざしたgated universitiesの姿を堅持する日本の大学ではこのような営業努力は期待しがたい）、その収益はそんなに大きなものとはならないであろう。この国の研究教育機関については、市民や学生等との間の信頼感を化体したものとして広く表示、利用されるものであろう。

研究開発法人や国立大学法人、私立大学などの全体およびその一部門を表

現したロゴやデザインについては、登録しなくても、周知のものとなっていれば、その登録されていない商標と同一ないしは類似の標識使用という（当該機関からみての）悪用、濫用については、不正競争防止法2条1項2号によって法的に保護され、同一ないしは類似の標識の使用は差止め請求によって阻止され、損害賠償請求も可能である。

5. 研究機関における研究（開発）活動と著作権および研究倫理とのかかわり

本稿のもとになっている国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構での講演については、事前にまた講演後、講演を企画・実施した科学情報課から、同機構に勤務する研究者、職員から日常業務の遂行過程で気になっている事柄を問い合わせさせていただいた。その問いかけに対して、20以上の研究実務上気になって仕方がないという問題が寄せられ、その大半は講演で回答を提示し、事後にいただいた疑問点についてはメールで回答をさせてもらった。それが以下に記述するものであるが、これらはこの国立の研究開発法人で働く研究者、関係職員に限らず、この国の官民の多くの研究者等が抱えている問題であろうと思われる。ひとつずつ提示し、著作権法的な狭い観点からだけでなく、みずからの研究者としての存在維持に求められるであろう認識にもからめて検討を加えることにしたい。

5.1 みずからが執筆した論文（図表を含めて）の転載の可否

この場合、以前に学術誌等に投稿・採録された論文を別の媒体に再度掲載しようとするをいっていると思われる。デジタル大辞泉に「既刊の印刷物の文章などを写し取って、そのまま他の刊行物に載せること」と説明されている‘転載’という概念については、32条1項に定義されている‘(適法)引用’とは異なり、著作権法には定義規定はおかれていない。いったん学術誌に掲載されていれば、通常、当該学術誌等の投稿規程には著作権の移動、変動についての規定が置かれており、著作権の帰属はその定めにしたが

う。すなわち、^{くだん}件の論文の著作権は投稿規程によって、学術誌等の出版社もしくは著者に帰属する。著作権法の枠内で考えれば、著作権が出版社に譲渡されている場合には許諾を求める著作権処理が必要で、著作権が著者のものだとすればその利用に法的制約はない（実務上は、著者に著作権が留保されている場合でもマナーとして出版社にその旨を通知をする）。

しかし、著作権法上は可能だとしても、以前学術誌等に掲載された自分の論文をあらためて別の学術誌等に再度掲載しようとする行為については、慎重に構えるべきである。というのは、‘二重投稿’と見られるような場合には、研究倫理に抵触し、‘研究不正行為’の烙印を押されてしまうことになりかねない。学術誌に掲載された論文を業界啓蒙誌などに再録し広く業界関係者に技術関連情報等として提供する場合においても、その経緯を明文で示すべきである。日本で発行される学術誌に掲載された論文が非常に高い評価を得たので英文に書き直して国際的な学術誌に投稿するという行為は‘二重投稿’にあたる。学術論文のオリジナリティは使用する言語に関係がなく、日本語を英語に換えても、またその逆でも学術論文としての内在的価値は等価である。

5.1.1 自己引用, 自己剽窃について

研究者が以前に書いた論文等を新しく執筆している論文等に利用する行為を一般に‘自己引用’とか‘自己剽窃’といている。後者の‘自己剽窃’という言葉が用いられた場合には、その言葉自体に否定的な意味を示す‘剽窃’(plagiarism)が含まれており、当該研究者を断罪しようという文脈を彷彿させる。‘剽窃’は本来出所表示を明らかにせず、自分自身の表現であると装い、第三者の研究成果にフリーライドすることをいう。したがって、‘自己剽窃’という言葉は、研究者としての成長、業績伸長に乏しく、オリジナリティのなさを秘匿して論文の本数の増加、研究業績の量を稼ごうとする行為にほかならず、公正な慣行にしたがった出所表示を行わないもので、著作権法上も違法であり、研究不正行為でもある。

一方、従来の研究テーマの延長上に新たな研究成果を示す論文を執筆する場合に行われる‘自己引用’は、他人の論文から引用するのと同じの基準で、自分自身の過去の論文を引用することをいう。‘引用’の法理はここでも妥当し、明瞭区分性、主従の関係、出所表示など公正な慣行等に従わなければならない。

「みずからが（以前）執筆したものと同等の内容を別に執筆するとき、どのくらいが引用で、どのくらいが自己剽窃、どこからが新しいオリジナルか？」という問いかけには、研究者にとっては大きな意味はない。出所を秘して過去の自分の表現物に依拠し、第三者がその事実を感得できれば、それは適法引用には該当せず、表現の類似性を問題にする著作権法上は違法な行為といわざるをえない。むしろ研究者にとっての‘オリジナリティ’というのは著作権制度とは別の次元のものであり、研究上のアイデアに近い。研究における創意工夫、新たな学術的知見がなければ、著作権法上は問題がなくても、‘二重投稿’に通ずるところがあれば、それは研究倫理にもとる。

もっとも、以前に書いた論文の内容について、サイエンسライターのように一般市民に対してその内容をわかりやすく書いてほしいと出版社から依頼があれば、内容的に等価でも別個の著作物であり、社会的な意義も異なり、研究者としての社会貢献に資する。表現を規律する著作権法上は問題とならなくても、研究者が自発的に新たな学術論文を同一のアイデアで書けば多くは研究不正行為とされるであろう。

5.2 複数の拠点をもつ研究機関内部での文献情報利用について

各地に研究拠点が分散している研究機関にあつては、研究文献情報は等しく利用できるはずのものである。それぞれの研究拠点に文献情報提供施設が設置されている場合には、中央館と各地の分館・分室はネットワークを構成するものであり、各拠点到勤務するすべての研究者等はネットワーク全体で所蔵する文献、契約しているデータベースを利用、アクセスでき、拠点間の文献情報の移動、送信は当該研究組織の‘内部行為’にあたる。オリジナル

の文献が伝統的な紙媒体であるときは現物貸借、複写物の郵送、デジタル化して送信のいずれも法的に可能である。電子ジャーナルの場合には、法人格をもった当該研究機関がベンダーとの契約の主体のはずで、その研究組織全体の研究者が利用可能で、通常は各端末からアクセスできるものであるが、それが困難な状況があれば、PDF化して、もしくはいったんダウンロードしたPDFをメール添付で送信することに問題はない。

5.3 学会等でのポスター発表に関する注意点

学会誌等に「ポスター発表が著作権法上適切な処理がなされておらず、研究不正行為として取り上げられる事例が少なくない」との記述が見られることがあるとの指摘をうけた。この問題についてひとことふれておきたい。

ポスター発表に限らず、学会等での研究発表は、それ自体がひとつの‘著作物’である。ということは、そこで論拠として用いられた先行研究の成果や理解を助けるために援用した写真やイラストなどの画像、音声等の利用が出典を付したり公正な慣行にしたがっており、必要最低限のやむを得ない改変にとどまる限りは、著作権法32条1項にいう‘(適法)引用’に該当する。この場合は著作権法上問題がないだけでなく、研究倫理のうえでもまずは問題になるはずがない。論理必然性のない第三者の著作物の(とってつけたような)利用は‘転載’にあたり、許諾が必要である。当該研究報告のオーサー(著者)の範囲に問題がなく、‘剽窃’‘盗用’などがなければ、著作権法上の問題はない。

むしろ、そこでとりあげられている事実、データ等に関して、アンケート調査の回答者や実験の被験者等のプライバシー、個人情報の取扱いがうまくないなどの事情があれば、著作権法の問題ではなく、別個の研究倫理にふれることになる(最近では、それぞれの研究機関には研究倫理審査委員会が設置されていることが多く、そこでチェックを受けることになろう)。たとえば、機微にわたるインタビュー調査をするときには、調査対象者に対して研究の目的を説明し身元の秘密を守ることを約束し、原則として、聴取(録

取)した情報の利用について承諾書を得なければならない。その結果をケーススタディやライフストーリーとして論文等に掲載するときには、事実は偽りなく記さなければならないが、個人が特定されることを避けるべく、たとえば‘早稲田大学’は「東京六大学のひとつである日本を代表する私立大学」、‘東芝’は「ある深刻な経営危機に陥っているこれまでは日本を代表する巨大な電機メーカー企業」のように婉曲に表現し、仮名に置き換える等の配慮が必要である。

5.4 オーサーシップ (authorship 著者性) の問題

むかしあるアイドルの手になるとされるベストセラーについて、マスコミ関係者が本人に対して「あなたの書かれた本、評判が高く、おもしろいですねえ」と言ったところ、「そうなんですか。(知りませんでした。)わたしもぜひ読んでみたいと思います」と答えたとの逸話をどこかで読んだ記憶がある。この話にあるように、出版の世界では、ゴーストライターはある意味で当たり前の存在であり、近年刊行されている売れ行き好調の書物の多くは著者とされている人物に何度かインタビューしたり、資料提供を受けたり、あるいは録音したりしたものを素材に、それを業とするプロダクションやライターと呼ばれるゴーストライター業者が執筆、編集したものが少なくない。

すなわち、他人の名前で原稿を作成することは世の中も、また著作権法もそれを許容しているわけであるが、研究の世界でゴーストライターを活用することは第三者に研究成果をまとめてもらい、研究者としての誤った、真実とは異なる評価、名声を作り出そうという行為であるから、研究倫理を大きく逸脱することになる。

研究論文の公表を通じてその著者として研究者の評価を世に問うわけであるから、その著者の表示に偽りがあることは許されない。人文・社会系の学問領域では、ひとりの研究者が自分が行った研究の成果を単著で書き表すことが多いが、理工系の論文は特定の研究室や研究チームが共同して行った研究活動の成果をまとめることがふつうである。高エネルギー物理学分野の論

文の著者は1,000人以上を数えることも少なくなく、ある論文では著者は5,154人を数えたと伝えられている²¹⁾。羅列されている多数著者について、当該論文が産み出した学術的価値への貢献度に応じて著者のそれぞれのランク付けが行われる。一般に‘ファースト・オーサー’と呼ばれる筆頭著者が寄与度が高く、学位取得の手続き等においては、その論文はファースト・オーサーの業績としてカウントされることが少なくない。また、一番最後にあげられている著者が当該研究活動において全体の調整にかかわり、監督的立場にあるものと理解されることも多い。学術誌投稿論文などでは、査読への対応、外部とのコミュニケーションを担う著者（‘コレスポネンス・オーサー’²²⁾と呼ばれたりする）が別途定められることもある。

このように、とくに理工系の論文では、それぞれに当該研究活動において固有の役割分担を果たした多数の著者が存在することが珍しくないが、著者表示のある著者だけによってその研究が行われたわけではない。中心的な著者等の指示を受け、実験を行ったり、機器の操作にあたり、図表の作成をしたり、機械的な作業に従事した人たちが存在することが多い。このような研究支援業務に従事した人たちは当該研究論文、すなわち創造的な研究成果の表現につながる独自固有、主体的な関与をしたとはみられないので、著者にはなりえない。もっとも、研究支援業務従事者に限らず、それ以外にもなんらかの形でその研究を見守り、サポートした人たちがいることはふつうで、その場合には‘献辞・謝辞’（acknowledgement, dedication）などでその事実を明らかにしておくことが研究倫理にかなう。論文ではなく、研究図書の場合には、著者以外に監修者をおくことがある。この監修者がたんに抽象的企画やアイデア、アドバイスを与えたり、出来上がった研究論文の表現等の微調整を行うだけでは著者にあたらない²³⁾。しかし、当該研究に一定程

21) 「Physical Review Letters誌に5,154人の著者による論文掲載 論文著者数の新記録樹立」カレントアウェアネスR (2015.5.19) <<http://current.ndl.go.jp/node/28498>>

22) 山崎茂明『科学者の発表倫理』丸善出版、2013、pp.50-57.

23) TMI総合法律事務所編『著作権の法律相談Ⅰ』青林書院、2016、pp.73-76.

度実質的に関与している場合には著者に該当することもありえる。

5.4.1 ‘ギフト・オーサー’について

研究論文については‘ギフト・オーサー’(gift author)という問題がある。英語であることからわかるように、この慣習、慣行もまた世界のアカデミック・ワールドに共通するものである。特定の研究室、研究チームなどが研究成果を論文にまとめる場合、当該研究には一切関与していないにも関わらず、お世話になった先生や先輩研究者などに対して、敬意と親しみを感じて、あるいは社会的評価の捏造を試みて、著者のひとりに加えることを了承してもらひそやかな慣行がある。これはしばしば‘ギフト・オーサー’として自分の名前を貸した大先生、著名な研究者の令名に傷を与えることになる。というのは、‘ギフト・オーサー’をたてるという微温的で研究の世の中をなめた輩は、業績を過大に見せるべく、実験データの捏造や剽窃等に及ぶことが多く、善意の大先生、著名な研究者はそこで衆人にさらされた研究不正行為に心ならずも連座する結果を招来することがある。

正義感の強いポストドクや若手研究者にとっては、‘ギフト・オーサー’は許したくない慣行になりつつある。研究者にとっての勲章である原著論文の共著者に共同研究に実質的に参加していない「元指導教員や研究チームリーダー等をギフト・オーサーとして加えることを禁止するシステムをつくることができるか」との問いかけを受けることがしばしばである。筆者は一匹狼のようなスタイルで研究をしてきたので(またそれが許される分野とテーマを選んできた)、残念ながら経験にもとづく精緻な議論はできない。当該共著論文に研究不正行為があると認められれば、名目的に付されたギフト・オーサーも‘共犯者’として連座することにはなる。

日本の学界なるところの片隅で、長年にわたり瞥見、仄聞してきたところからすれば、わたしとしては、ギフト・オーサーという慣行を廃絶することは困難、まず無理だろう、と答えることにしている。大学や国立研究所などで、ひとつの(共同)研究の成果を複数の論文等に分け、実績に乏しい研究

者、間違っ て研究者になっ た人に、組織維持・運営の観点から、学位をとらせようとしたりすることがあるかぎり、そしてそれを温情主義として容認する人たちがいるかぎり、‘ギフト・オーサー’の慣行廃絶は不可能だと思ふ。ギフト・オーサーの存在は、学閥の結束や研究室のチームワークのあらわれと善意に誤解する人もいる。ギフト・オーサーの名誉を献呈したい、当該共同研究に関わらずとも、物心両面でサポートしてくれた人については、謝辞や献辞で共著者の気持ちを表現すべきものように思う。

5.5 あらたな研究成果の発表と自己引用について

「査読付き国際学術誌に投稿し受理された（自分自身の）論文の図表を（あらためて別途）学会発表に利用しようとする場合、（今度の）学会発表のスライドに（かつて）投稿した論文と同じもの（図表）を使う事は可能か。それとも、著作権は雑誌社にあるので、雑誌社への許可が必要か。あるいは、自分の研究成果なので自由に使用可能なのか」という質問を受けた。

あらたな実験を行いあらたなデータを使い、今回の学会発表で新たな研究成果を明らかにしようとしてかつて自分が行った研究成果に言及するときに、以前学術誌に投稿し掲載された図表を用いる場合には、（自己）引用として認められる。その論文の著作権が当該学術誌を出版した出版社に移転しているとしても、公表された著作物の‘引用’行為なので、先行論文掲載出版社への許諾は不要である。

5.6 論文共有サイト、セルフアーカイビングをめぐる

ResearchGate²⁴⁾は、2008年に開設された、科学者・研究者向けのソーシャル・ネットワーク・サービスである。そこでは原著論文の共有や質問・回答、協力者の募集等が行われている。インターネット情報空間は衆人環視の情報の公開（共有）の場で、原則的には、権利者だけが論文や著作をアップできる（著作権が論文掲載誌の出版社に譲渡移転されている場合には、当

24) <https://www.researchgate.net/>

該論文の著者といえども原則としてインターネット上にアップロードできない（複製権、公衆送信権がかかわる）。出版社の個別的あるいは附合契約による許諾が必要とされる）。

もっとも、学術情報の共有は大いに望ましいことであるし、グローバルな規模で推進されるべきものと思う。個々の研究機関がそこに属する研究者の業績を機関リポジトリ（institutional repository）を通じてインターネット上に公開しており、機関リポジトリを開設運用している研究機関は世界に多くを数える。このような機関リポジトリのネットワーク形成を進めているのが、イギリスのノッチングム大学（University of Nottingham）を中心とするプロジェクト、シェルパ（SHERPA）²⁵⁾である。2002年に7機関からはじめられ、現在ではイギリス国内に34の協力機関のほか、連携機関が関わっている。国立図書館である英国図書館（British Library）も関与している。このシェルパでは、各々の出版社からの著作権に関する基本方針と著者自身が自分自身の論文・著作を保管、（インターネット上に）公開できる（self-archiving）かどうかについての情報をデータベース化（SHERPA/RoMEO）している。そこでは公刊前でも公刊後でも著者が自分の論文をセルフアーカイビングできる場合に緑色と表現しており、これを‘RoMEO Green’と呼んでいる。‘緑’に該当する出版社は34%であるが、なんらかの形で著者にセルフアーカイビングを認めているのは66%を数え、90%を超える学術誌が著者にセルフアーカイビングを認めている。

日本でも、イギリスのSHERPAを真似て、国立情報学研究所の委託事業として2010年からはじめられ、2017年5月現在、日本国内の2,616の学協会を対象とする‘学協会著作権ポリシーデータベース’²⁶⁾を筑波大学附属図書館を中心として構築、運用している²⁷⁾。

25) <http://www.sherpa.ac.uk/>

26) <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

27) 大澤類里佐、中山知士「SCPプロジェクトの活動と課題：学協会著作権ポリシーデータベースの構築を中心に」大学図書館研究、No.93、p.36-41.

5.7 研究機関とそこに所属する研究者の業績について

それぞれの研究機関は当該組織に属する研究者の研究成果を管理するために、発表論文の提出を求めることがある。通常、論文の抜刷1部を組織全体の成果管理部署に提出するものとし、そこで当該成果物を保存・管理する。それとは別に、成果管理部署以外に当該研究者が帰属している組織内部の単位組織で同一の論文を1部コピーしておき、所属部署としても保存しておくということも、以下に述べる論理から可能だと考えられる。また、組織内で、たとえば10年前に当該研究機関に所属していた研究者によって書かれた論文が話題になったとき、成果管理部署に保管されている当該論文のコピーを作成し、組織内で利用することも可能である。

理由を示そう。英米法の世界では、まず間違いなくフェアユースに該当する。日本法にはフェアユースのような一般的規定はおかれていないが、‘複製’、‘複製権’概念を柔軟に、また規範的に解釈することによって、ケースバイケースの具体的妥当性を確保する必要がある²⁸⁾。‘複製権’を定める著作権法21条には‘公に’という文言はないが、他の支分権にこの文言がおかれている趣旨は権利者の経済的損失が念頭にある。研究組織内において、所属する研究者の業務に関わる著作物の制作・製作過程に深く関与する組織が成果物管理上、組織全体の成果管理部署で保存・管理することには合理性があり、一般に組織内規定でルール化されている。保存・管理する以上、そこに一定の将来の利用を見込んでいる。

また、研究開発法人や独立行政法人、特殊法人等に付置される図書館部門は著作権施行令1条の3に該当する図書館で複写サービスが法的に可能である。著者の所属部署で管理用に提出された論文の複製利用については、著者が異動してすでにそこにいないとしても緊密な人間関係の研究チーム内の複製利用（著作権法30条1項柱書）に該当するとみても問題ないと思われる。

ここで意識的にいささか乱暴な言辞をひとつ吐いておくと、「文化的遺産の公正な利用に留意」しつつ、究極的に「文化の発展に寄与することを目

28) 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣, 2014, p.250.

的とする」著作権法（1条）が（公法人に限らず民間企業も含めて、研究開発部門が行う利潤の追求に直結しない）学術研究を阻害するとすれば、それはもってのほかのように感じられる。

・ 研究機関に勤務する研究者として

‘生涯学習社会’という理念には、趣味として研究を楽しむというニュアンスも含まれているように思われるが、現実の世の中で研究を楽しもうとすれば‘パンのための研究’になるのはある意味で仕方のないことなのかもしれない（人にあごで使われることなく勉強を続けてみたいと思って研究者、大学教員になったものの、授業と雑用に追いまくられる現実はあまりにも哀しい）。

現代の研究者の大半は研究機関に所属し、給与をもらい、その意味では嫌っていた‘宮仕え’をせざるを得ない。

「みずからがメンバーのひとりとして関わった共著論文の一部を所属組織の書類に転用したい、転用せざるをえないということがままある。組織内部にだけ公開する場合、外部にも公開する場合、それぞれの場合でどの程度まで許され、どこからが許されない行為なのか？」という問いには、現代の研究者の悩みのひとつが表出されている。

当該研究者が国公設の研究機関、研究開発法人、独立行政法人、特殊法人のような場合には、研究活動に一定の行政目的が課されているのがふつうである。著作権法42条1項は、著作物は「行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」と定めており、同条2項では産業財産権、薬事や再生医療にかかわる審査、調査等の手続き過程で必要とされる範囲の複製利用を認めている。この規定の趣旨からすれば、行政目的をになう研究機関では組織内部での職務行為にともなう‘転用’（転載もしくは必要不可欠な程度の変更を含めた引用、複製利用）は適法とされる余地が大きい。

また、著作権法42条の2は民主主義の根幹的な仕組みである情報公開制

度において原則的に行政情報の開示を定めている。その趣旨は市民の開示請求を待って開示するだけではなく、市民に科学的、学術的成果を任意にかつ積極的に公表、提供することをも求めているはずである。著作権者の位置に立つ著作権ビジネスが存在するのであれば、その利益に一定の配慮をする必要はあるかもしれないが、学術研究情報はエンタテインメント作品とは異なる。

当該研究者が所属する研究機関が民間の組織・団体、企業である場合には、論文掲載学術誌発行の出版社の著作権に関する方針、姿勢に依存するが、使用者や上司、同僚等に向けられた狭い範囲の組織内部は私的複製を許容した著作権法 30 条 1 項の範囲に収まるものであろうし、外部に公開する場合には、当該研究機関の宣伝PRの機能をも果たす‘機関リポジトリ’整備の動向を考慮することが望まれる。

5.8 第三者の書いた論文や図書に掲載された図表の利用について

著作権に関するセミナーではよく尋ねられる質問である。「他人が執筆した論文や図書の図を使いたい場合、出版社などのやり取りでの、スムーズにOKを引き出すコツ、また、揉めるもとになるNGワードがあれば教えていただきたい」というものである。

実務家のなかにも、文章と異なり、図表は著作権法上格別に保護されていると思っている人たちが少なくないのが問題である。音楽評論における楽譜、美術評論における絵画や彫刻の写真などのように、研究論文では図表も引用の対象となることに変わりはない。著作権法の理解としては、みずからの研究成果を論述する上でその論拠の一部として引用していれば、図表といえども自由に利用できる。‘転載’に該当する、図書の巻末や論文の末尾に、本文・本論とは分離された形で参考資料としてつけるような場合は別であり、著作権処理が必要とされる。

しかし、現実には「引用’行為に該当していても、安全を期して念のため」と、実務上、引用した図表を掲載した図書、学術誌の出版社との間で、

目腐れ金のやりとりはある。それは、著作権法上、正当化できる取引ではない。

5.9 研究機関で開催される各種研修、イベントの記録とその利用

「研究機関あるいは特定のテーマを掲げ活動をしている組織団体が講演等を外部に依頼し、その内容をメモとして作成した場合、当該メモを当該研究機関あるいは組織団体内でその内容の記録を周知、回付、あるいは配布することは、著作権侵害に該当するのか。当然、講演者の氏名を付すことは前提」という質問に対して。

研究者にかかわらず、ふつうの市民もすべてかつて学校や大学の授業や講義（それ自体が‘著作物’）でノートをとったことと思う。講演等を引受け、実施したということは、学校や大学の講義と同様、特段の取極めがない限り、ノートをとることは認められている。受講者個々人が講義・講演の記録（別個の二次的著作物）を作成したり、その研修、イベント等を主催した機関団体は公的記録をとり、内部の一定の範囲に配布したり、保存したりすることは研修、イベントに付随し、特段の契約が存在しなければ問題はない。主催団体の範囲を超えて外部に頒布することは‘目的外利用’となり認められない。

もっとも著作権法30条1項は適用可能で、よく知った研究者仲間等の近い狭い範囲に複製頒布することは許される。もっとも、ノート（二次的著作物）の流通は原著権者（講演者）の許諾を要するはずのものであるが、偏差値がそこそこ高い大学の周辺では業としてまじめな学生が授業を記録したノートの複製が販売されていることがある。

5.10 Webサイト上のイラストや図、写真等の利用、（再）加工について

このような質問をいただいた。「Webサイト上のイラストや写真の再加工（主に、一部を切り出して新たに説明を加える、等）や、図や写真をまとめる、等の具定例をあげて、これはOK、これはダメ等、教えていただきました

い。(例えば、添付PPTでは「いらすとや」のイラストを利用しているがOKか?)

研究者が学会発表などで、聴衆にとって理解しやすくするために、インターネット上に公表されている、第三者が撮影した写真や画像、他の研究者の作成した概念図や図表などを自分の研究成果等の報告に利用したり、関係する分野の行政に携わっている公務員や一般市民に対する研修や講演などで、内容に親しみを感じ受け入れやすくするために、Googleの画像検索などでヒットしたインターネット上にアップされている第三者の制作した図画、イラストなどをパワーポイントのスライドに貼り付けることはよく行われている(画像検索の結果、ヒットした画像のなかに文字等が埋め込まれている場合には、その画像をネットにあげている個人、組織団体は著作権を主張しており、利用にあたって対価を支払えば画像に埋め込まれた余計な文字等の消去に応じるとの姿勢を示している)。このような場合に留意すべきことについて考えてみよう。

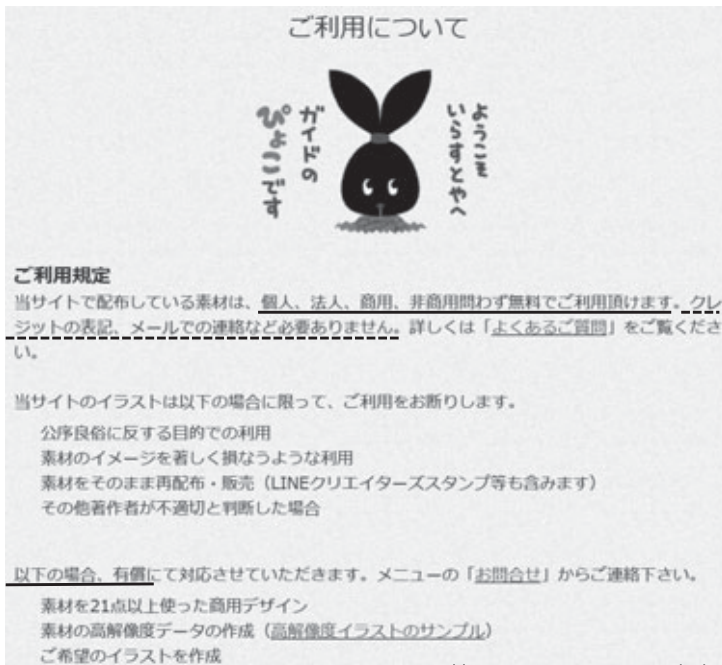
①第三者の制作した著作物には、一般に著作権が付着している、②引用に該当する場合には著作権処理は必要なく、自由に利用できる、③学校や大学の授業、講演会や公式の教育的イベント、公共図書館や公民館、博物館などの社会教育施設、あるいは営利企業が関与することなく、民間の組織団体が営利を目的とせず継続的に行われている研修や勉強会などにおいては、著作権35条の適用がある。インターネットなどの情報通信手段を用いて、遠隔地にある副会場に主会場の様子とともに使用するパワーポイントの画像や配布資料を送信、利用することにも問題はない(ただし、アメリカのTEACH Actが許容している異時、非同期送信は日本の現在の著作権制度は許しておらず、オンライン・リアルタイムの利用に限定されている)。④必要最小限度の変更は許容される。また、⑤外国語の付された第三者の著作物利用については日本語に翻訳できる。このような場合、第三者の制作した公表著作物は創作者の許諾なく、自由に利用してよい。

聴衆から安くはない参加料を取り、営利的なセミナー事業を行う民間企業

に講師として呼ばれる場合には、明らかに引用に該当すると確信できなければ、複製権、公衆送信権の処理が問題となり、また、必要最小限のやむを得ぬ改変を超えれば翻案権の処理が必要となる。

質問であげられていた、企業や組織団体などが制作する宣伝広告のためのポスター、コマーシャルにもよく利用されている‘いらすとや’について、ふれておくことにする。まず、著作権についての前提を確認しておこう。日本の著作権制度の下では、創作者は著作権を放棄できないとされているが、一定の意思表示を明らかにすれば、著作権を主張せず、広くすべての人たちにそのすべて、あるいはその一部を開放することはできる。

‘いらすとや’は、まさしくみずからの著作権を開放しているのであ



ご利用について

いらすとや
いらすとや
入

ご利用規定
当サイトで配布している素材は、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。クレジットの表記、メールでの連絡など必要ありません。詳しくは「よくあるご質問」をご覧ください。

当サイトのイラストは以下の場合に限って、ご利用をお断りします。

- 公序良俗に反する目的での利用
- 素材のイメージを著しく損なうような利用
- 素材をそのまま再配布・販売（LINEクリエイターズスタンプ等も含みます）
- その他著作者が不適切と判断した場合

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

- 素材を21点以上使った商用デザイン
- 素材の高解像度データの作成（高解像度イラストのサンプル）
- ご希望のイラストを作成

<http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

図4 いらすとやのホームページ：ご利用について

る²⁹⁾。そのことを記しているウェブページ(図4)³⁰⁾をみよう(下線は筆者)。「ご利用規定」に、そこにあげられている素材は「個人、法人、商用、非商用(を)問わず無料でご利用頂けます」とあり、「クレジットの表記(著作権表示)、メールでの連絡など必要ありません」とまでいっている。そして、「素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます」とも述べ、一定程度の変更、変形も許容している。さらに、著作権法48条が定める出所表示まで必要ないとしている(この申出は法的に有効)。「公序良俗に反する目的での利用」等に限って「利用をお断り」されており、通常の利用は「どうぞご自由に」という太っ腹を示されている。「その他著作者が不適切と判断した場合には「利用しないでくださいね」との文言は、通知をすることなく利用し、後に「いらすとや」さんがたまたま気がついて「これはいやだ」となったときに将来に向けての利用が停止されるにすぎず、事後的に損害賠償請求権が行使される可能性もきわめて低い。営業手段として行われる「素材を21点以上使った商用デザイン」への利用や、別途個別に高解像度イラストや別注のイラストに限って有償とされている。

「いらすとや」の例をとりあげたが、既述の「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」など、権利者側が明示的に著作権の開放を示した条件があれば、その範囲内で、私的複製、引用、教育的な利用などの著作権制限を定める諸規定の射程を超えて自由に利用できる。研究者が「いらすとや」のウェブページに掲げられているイラストを所属機関の業務や個人的に利用する場合には問題が発生することはまずありえない。

6. むすび

研究者の創造的活動を支援する図書館とそのサービスを対象に含む図書館情報学と、そこで取り扱うアナログとデジタルの情報資料の大半が著作物で

29) そのホームページの下部、「著作権」と記されたところに「当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します」と書かれている。

30) <http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

あるので、著作権制度をわたしの主要な研究テーマとしてきたことから、数は多くはないが、しばしば原稿依頼があったり、講演の機会が与えられてきたりしてきた。最近では、身近なところでもコピー&ペーストが頻発したり、剽窃が見られたり、研究倫理に関することも考えることが多くなった。そのような事情もあって、今回、区切りをつけたいとの気持ちもあって、この原稿を書くことにしたしだいである。これまでずっと比較研究の手法をとり、主としてアメリカを対象として研究を続けてきたので、基本的な視座は日本よりもアメリカに親近感を覚えている。この国のやり方、考え方を揶揄して、よく‘ガラパゴス’といわれるが、つくづくそうだと感じている。研究の世界においては、特定の領域をのぞき、アメリカで展開されている研究活動に太刀打ちするのは、日本の研究者が授業や雑用、会議に大きく時間とエネルギーを奪われている昨今の状況を考えると、まずは不可能と思っている。15歳の児童を対象とする国際的な学力競争テストであるPISA(OECD生徒の学習到達度調査)(2015年)において、日本の子どもたちの成績は、70カ国中、科学で2位、読解力で8位、数学は5位でトップランクにある。アメリカは、科学で25位、読解力で23位、数学は39位で、お世辞にも素晴らしいとはいえない。しかし、初等中等教育では素晴らしい成果を収めている日本が、高等教育とそこで学んだことを基礎に展開される研究の水準では、一部の分野をのぞき、アメリカに見事なまでに太刀打ちできない。問題は、PISAのアンケート調査で、科学を「楽しく学んでいるか」という問いに対して楽しいと答えたのは半数をわずかに切る49.9%で、OECD加盟国平均の62.8%を大きく下回っている³¹⁾。日本の子どもたちの能力はそれなりに開発されているが、高等教育、研究活動を見通したとき、十分な伸びしろがない。子どもたちが悪いのではなく、人を育てる仕組みが悪いように思える。

わたしの身の回りを含め、現在の研究者とこれから研究者になろうとする

31) Cf. OECD. *PISA 2015 Results in Focus*. 2016.

<<https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf>>

人たちに向けて、この拙い小論をプレゼントしたい。ここに注で引用したウェブページについては、2017年5月26日にあらためてアクセスし、その時点ではリンク切れは存在しなかった。

(やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2017年5月29日受理)

Information Ethics and Copyright System that All Researchers have to Realize

YAMAMOTO Jun-ichi

abstract

This paper deals with necessary knowledge about copyright law, and in addition related important ethics which all researchers have to learn. At first, it explains the outlines of Japanese Copyright Act of 1970, and following revised acts. Researchers never fail to understand the real meaning of legal citation doctrine. They necessarily should make sense of the way to lawfully and ethically reuse their own academic papers. When they are working at national laboratories, or famous universities, they had better know something about trademark, besides patent system. This paper also tells about what authorship ought to be. And other topics, for example self-archiving, institutional repositories, creative commons license, and the usage of copyright-free illustrations are discussed. This paper is dedicated to young generation researchers including my students.

<研究ノート>

日本の音声業界における 報酬制度とその歴史

濱 村 純 平

1 はじめに

本研究では日本の音声業界の報酬制度について調査を行った。日本のコンテンツ・ビジネスは世界的にも大きな注目を集めている。これは経済産業省が2015年の1月に公開した、『コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性』からも読み取ることができる。そういった中で日本の音声業界はコンテンツ・ビジネスを支える一つの要素として考えることができる。たとえば、アニメーション・バラエティナレーション・洋画吹き替えなどは音声なしには成り立ちにくいだろう。加えて、アニメーションは完成した作品をそのまま放映するだけでなく2次利用が多い。それに伴い、声優の業務は映像作品への声当て以外にもイベント活動やラジオ出演など多岐にわたり、日本以外の国で活動を行う声優も存在する。さらに、日本経済新聞の電子記事で検索すると声優に関する記事が度々書かれていることが見て取れ、経済的な視点からの注目もうかがえる。

本研究はコンテンツ・ビジネスでも特に音声業界に焦点を当て、音声業界の報酬制度について調査を行い、その特徴を考察することを目的としている。そのため、業界関係者に対してインタビュー調査を行い、現行の報酬制度の成り立ちと現状の確認に務めている。また、コンテンツ・ビジネスの一部である映像産業の概観については本研究では調査を行わない。これについ

キーワード：コンテンツ・ビジネス、音声業界、声優、報酬制度、歴史

ては経済産業省が2014年の1月に公開した『コンテンツ産業 現状分析編(各論)』を参考にできるためである¹⁾。それよりも、現状として映像産業の中でも大きな役割を果たしているにもかかわらず、坪・好村(2011)以外に調査されてこなかった音声業界について調査を行う。本研究により、コンテンツ・ビジネスについての経営学的な研究を行う一つの視点が提供されると期待できる。

コンテンツ・ビジネスは他の業種や製品とは異なる側面がいくつかあると考えられる。映像作品などのコンテンツ財は消費したものが手元に残らないが、生産が同時に行われるわけではなく、サービス財とも通常の消費財とも異なる性質もっている。加えて無料で利用できるといった財の性質や、生産側の限界費用がとても安価であるといった特徴がある。そのため、学術的にこれまで蓄積されてきた財に関する視点だけでは考察することのできない側面があると考えられる。しかし、コンテンツ・ビジネスについては学術的な研究があまり存在しない。これは、業界そのものの仕組みが不透明であることから、重要な産業であるにも関わらず研究を蓄積しにくい現状であることが原因の一つだと考えられる。

安達(2011)や川又(2005)では映像業界の課題をいくつか挙げているが、これらの研究は業界のマクロ的な側面を中心に考察している。安達(2011)も述べるように映像業界が期待されているほどの成果を上げていないというのであれば、業界の展望だけでなく一つ一つの事象に焦点を当てた分析を行い、より正しい現状の把握を行う必要がある。市場という側面から見た分析だけが業界の利益を増加させるものではなく、個別の契約を見ることで業界の利益に対する影響を考えることもできる。Alchian and Demsetz(1972)も「組織は契約の束である」と述べており、契約についての議論を行うことは、組織を議論することにつながり、企業や市場といった組織を議論することにもつながると考えられる。そこで本研究は業界のよりミクロな

1) 経済産業省は日本総研が平成20年12月に公開した『「neo anime」産業のビジネスモデルに関する調査研究報告書』を参考にしている。

面に対して焦点を当て、契約という観点から音声業界を議論する。

本研究の他に音声業界の契約に着目した文献として、坏・好村（2011）を挙げることができる。この研究は音声業界のビジネスシステムを明かにすることを目的にしており、本研究と近い問題意識の下で研究を行っている。本研究と違うのは坏・好村（2011）がプロダクションを中心に文献調査とインタビューデータにより音声業界をみていることである。本研究は声優に焦点を当て、声優が誰と契約してどのように報酬を受け取るかをを中心に議論している。したがって本研究は坏・好村（2011）と重複する調査結果はあるが、調査先が異なり、新たな知見を追加する研究である。

コンテンツ・ビジネスについての議論は、書籍といった形で行われることが多い。監査法人トーマツ（2003）は製作会社に注目して、どのような経営が行われているかということを記述している。監査法人トーマツ（2003）ではコンテンツ財がどのような性質を持っているのかということに加え、どのような製作過程をたどり、どのような流通が行われているのかといったことにまで言及されている。また、本研究が行っている契約の観点から業界をとらえることを試みている。しかし、この文献はアニメーション製作会社を中心とした契約関係に注目しており、本研究とは異なる視点で調査を行っている。岸川（2010）はコンテンツ・ビジネスについて体系的にまとめており、コンテンツ・ビジネスを「消費者へコンテンツ（情報の内容）を提供する活動」（岸川，2010，p5）と定義した。他に小林・山根（1996）は管理会計の側面からコンテンツ・ビジネスについて議論を行っている。製品やプロジェクトの成果・原価をどのように測定し、どのように管理を行うかは管理会計において重要な問題であり、コンテンツ財以外の分野ではよく議論されてきた。しかし、コンテンツ財についてはあまりそういった議論が行われていない。これは利益や費用の測定が困難なコンテンツ財は管理が難しいためであると考えられる。だが、コンテンツ業界が利益を上げるためには測定・管理も必要なことであるため、今後こういった研究が行われる必要がある。そのためにも、財の流れや契約の体系を明らかにし、責任や権限の範囲を明らか

にすることで管理の方向性を探っていくことが必要だろう。ここからも、本研究のように音声業界の契約について明らかにすることは意義があると考えられる。

他に安達（2011）と川又（2005）を挙げるができる。安達（2011）はアニメーション製作会社のケーススタディにより明らかにしたアニメーション業界の課題を①海外展開の困難性、②作品の均質化・固定化、③ビジネスの不透明性、④会計基準の不存在であるとしている。この④については安達（2011）によると資金調達のために、投資家への説明責任として会計基準が不在であることが問題であるとされている。特に、著作権出資の費用化に関する会計方針についての不統一を例に挙げて議論を行っている。ただし、コンテンツ・ビジネスにおける会計基準については監査法人トーマツ（2003）がふれているため、会計基準の研究を行う際はこちらを参照したい。また、安達（2011）も述べるように、ビジネスが不透明であることが、コンテンツ・ビジネスについての研究（ひいては、発展）を阻害している要因の一つであると考えられる。本研究の目的はコンテンツ・ビジネスの中でも、特に音声業界の報酬制度を明らかにすることであるため、安達（2011）が課題としていることに対して示唆を与えようとしている。また、川又（2005）は基本的に業界の総売上高などの2次データをまとめたものである。そのため、本研究で考えている問題意識とは大きく異なる。

音声業界について扱った文献として畠山（2011）がある。この研究は本研究とは異なり声優の声を商品として考察しており、財の性質について議論したものである。そのため、本研究とは異なり契約に焦点を当てて議論をしていない。他に永山（2012）は技術という観点から、音楽業界の歴史を中心としたデータを用いながらコンテンツ・ビジネスについて議論を行っている。

コンテンツ・ビジネスの特徴である2次利用について焦点を当てたものの中でも、観光資源として利用される場合を研究したYamamura（2014）などが存在する。また、木村・根来（2009）は製作されたコンテンツの2次利用について考えることで、原作コンテンツのグッドウィル価値の向上と、派生

コンテンツの経済価値の向上が先かというチキンエッグの問題について取り扱っている。このとき、木村・根来（2009）はアニメーションの事例を取り上げて考察を行った。

以上が主な文献であるが音声業界に焦点を当てて調査を行ったものは坏・好村（2011）と畠山（2011）しかなく、研究の余地があると考えられる。またこれまでのコンテンツ・ビジネスに関する研究は、財の性質など市場か科学的な側面からの考察がほとんどであり、契約について議論を行った文献は監査法人トーマツ（2003）と坏・好村（2011）などわずかである。そのため、業界内の契約関係に焦点を当て、議論を行う余地があるだろう。

契約の中でも本研究は音声業界で用いられる報酬制度について考察する。そのために、本研究では日本俳優連合（以下、日俳連）の専務理事である池水通洋様へのインタビューを通じて、音声業界で用いられているランク制という報酬制度について考察する。日俳連は1963年に前身の日本放送芸能家協会が発足して以降、映像作品出演者の権利や労働条件を守るために制度を変えながら発展してきた。この日俳連は声優の報酬に関する取り決めを行っており、音声業界において重要な役割を果たしている。本研究では坏・好村（2011）が焦点を当てなかった声優の報酬に注目しており、日俳連が本研究の議論において重要な位置づけとなる。

ランク制は音声業界のみでしか見られない特殊な報酬制度であり、一般企業の採用する固定給に近い年功制や成果主義といわれるインセンティブ制とは異なる報酬制度である。音声業界4団体（日本俳優連合、日本音声製作者連盟、日本芸能マネジメント協会、日本声優事業社協議会）が2014年に編纂した音声業界ハンドブックによると、ランク制は音声業界において広く利用され1955年ごろから改善を重ねて現行の制度となっている。このことから、ランク制が合致するような業界があり報酬制度として有用な場面があるのではないかと考えられる。ランク制のように、実務で観察されるこれまでと異なる制度に注目して研究を行うことは、経営学研究に対して重要な示唆を与えると考えられる。そのためにも、本研究ではランク制がどのような制

度なのかということについてランク制が成立した歴史とともに明らかにする。

報酬制度は業績評価と一体となることでマネジメント・コントロール・システムの一環として重要な役割を果たしており、実務において従業員の行動をコントロールするための重要な制度であると認識されている（鳥ほか 2010）。そのため、過去の研究では報酬制度に関する研究が蓄積され（星野 2004; Chenhall and Langfield-smith 2003; Fisher and Govindarajan 1993）、教科書レベルでもその重要性が議論されている（Anthony and Govindarajan 2001; Merchant and Vander Stede 2007）。しかし、その多くが固定給や成果主義について調査を行っており、日本の一部の業界で観察されるランク制について分析を行った研究は存在しない。固定給や成果主義は必ずしもメリットばかりではない。例えば固定給では従業員のモチベーションを向上させられないことが契約理論による研究では指摘されている。成果主義に関しても、富士通が成果主義を利用した経営に失敗したことから必ずしも良いものでないことが分かる。これらの報酬制度は過去に多くの研究蓄積があり、議論が盛んに行われてきたのに対し、ランク制については過去の研究では言及されていない。以上から本研究はランク制について調査を行い、その結果を記述することで、音声業界の契約の一つである報酬制度について考察する。

本研究はこの後、5つの章からなる。第2章で本研究の調査概要について述べた後、第3章と第4章ではランク制がどのような制度かとその成り立ちを調査資料に基づいて記述する。次に第5章でランク制の特徴について考察を行い、最後に第6章で本研究をまとめる。

2 調査概要

現段階で坏・好村（2011）かが少し触れている以外に、日本の音声業界の報酬制度に関する研究は存在しない。そのため、音声業界4団体（日本俳優連合、日本音声製作者連盟、日本芸能マネジメント事業者協会、日本声優事

業社協議会)により編纂された『音声業界ハンドブック』や、日俳連の開示している『外画動画出演実務運用表』を用いるだけでもある程度のデータを
得ることができる。それに加えて、本研究では日俳連の専務理事である池水
通洋様にご協力いただき、インタビューを行うことでより詳細なデータを
得ることができた。インタビューについては、『外画動画出演実務運用表』を
もとに作成した質問を用いて、現状の確認を中心として半構造化インタ
ビューを行った。なお、2014年9月10日と9月17日の2回それぞれ30分
から1時間程度のインタビューにご対応いただいた。インタビューデータは
録音されたものをすべて文字データ化したのち分析を行った。日俳連は声優
の報酬制度であるランク制について取りまとめを行っている団体であり、本
研究のリサーチサイトとして適している。

3 調査結果

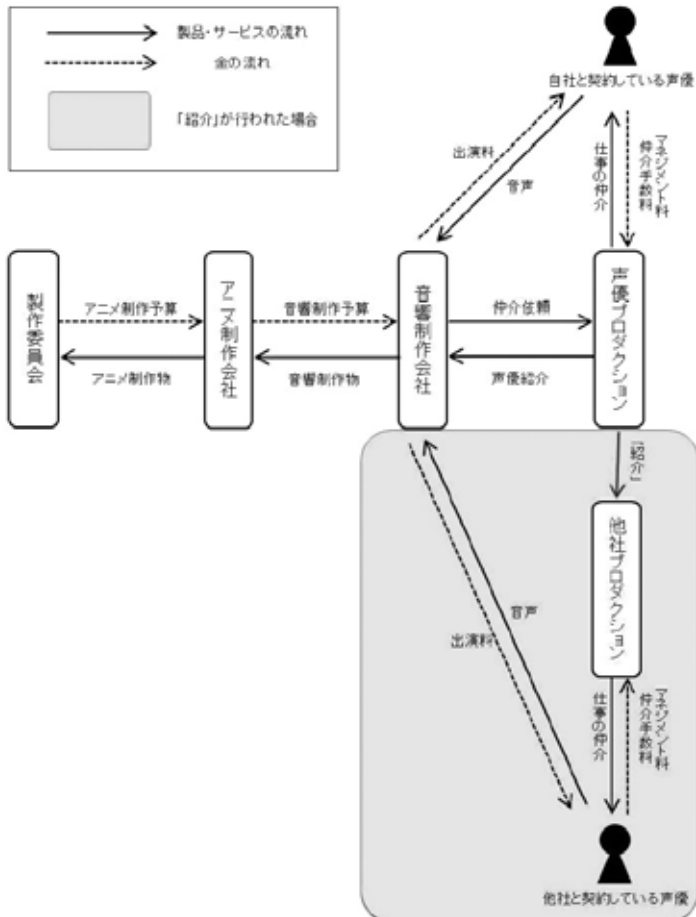
3.1 音声業界の契約体系と報酬の流れ

ここでは主に『音声業界ハンドブック』と『外画動画出演実務運用表』を
用いて結果を記述する。まず報酬制度についてみる前に、音声業界の基本的
な契約関係から報酬の流れをみることにする。音声業界の契約関係について
は環・好村(2011)で記述されている。声優はプロダクションと所属契約を
結び、日俳連に加盟する。また、プロダクションを介して音声製作会社との
やり取りを行うのが一般的である。基本的にはこういった契約が結ばれ、音
声製作会社(アニメーション製作会社)から最終的な労働力の行使者である
声優に報酬が支払われる。この報酬の流れについては環・好村(2011)が詳
しく図示している。それが、図1である。

環・好村(2011)はプロダクション間の仕事の「紹介」に焦点を当てて考
察を行っているため、複数のプロダクションが記載された図になっている
が、基本的に声優が報酬のやりとりを行う相手は音声製作会社であることが
わかる。製作委員会がアニメーション制作会社に対して製作費を支払い、そ
のうちで音声製作会社に対して音声の製作費を支払う。音声製作会社はプロ

ダクションに声優を紹介してもらい、声優はプロダクションを通して紹介された仕事を受けることとなる。このとき、プロダクションは声優から仲介手数料を受け取り、音声製作会社は声優に対して報酬を支払うこととなる。このような金銭の流れが音声業界ではある。この音声製作会社から声優に対して支払われる報酬がどのようにして決まっているのかということが、本研究の注目する内容である。

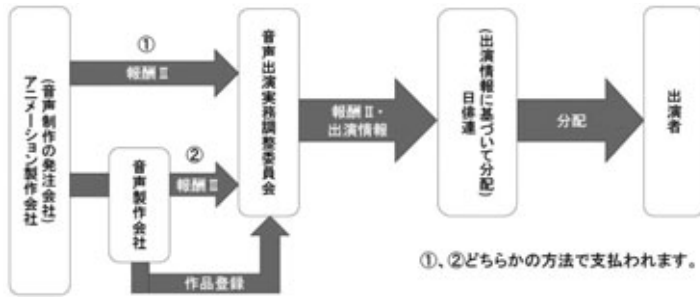
図1：声優業界の製品・サービス・金の流れ



出典：坪・好村(2011, p 12)より抜粋

ただし、音声業界ハンドブックによると期間外利用（いわゆる再放送）を想定する作品については通常の報酬だけでなく、別途報酬が支払われる。これを日俳連は報酬Ⅱと呼んでいる。この報酬の支払いについては音声製作会社やアニメーション製作会社から直接出演者に報酬が支払われるわけではなく、いくつか間を通すような仕組みになっている。これを図で表すと以下の図2のようになる。

図2：報酬の流れ(報酬Ⅱ)



出典：『音声業界ハンドブック, p 61』より抜粋

報酬Ⅱは正確に記述すると、「再放送使用料に代わる期限が入用料及び初期製作利用区分での国内外における再利用許諾料等を含んだ使用料」（『音声業界ハンドブック, p 60』）である。まず、報酬Ⅱは発注会社であるアニメーション制作会社や音声製作会社から、音声出演実務調整委員会²⁾に対してプールされる。その後声優がどの程度作品に出演しているか、という情報とともにプールされた報酬が日俳連に渡される。最後に預かった報酬を日俳連が出演情報に基づき、分配するという流れをとっている。

ここで理解しておく必要があるのは、声優の報酬の流れにおいて日俳連が仲介を行っている場合があるということである。通常の出演料は坏・好村

2) 音声実務調整委員会は日俳連と音声連が交わした中小企業等協同組合法に基づく団体協約を遵守するため、両者で作っている委員会で、この委員会には協約を実施に運用する役割のマネージャーの団体である、日本芸能マネジメント事業者協会と日本声優事業社協議会を招聘して問題解決に当たる役割をもっている。この委員会は俳優たちの費用負担で運営されている。

(2011) を見てもわかるように、直接声優に対して支払われることとなる。しかし、図2によると作品の再放送を行う際には、直接報酬が支払われるのではなく、いくつかの団体を通して支払われることになっている。そしてその際、日俳連は決められた契約に従って声優に対して報酬を分配するという役割を担っている。

3.2 ランクと基本ランク

報酬の流れについて整理したところで、その報酬がどのようにして決められているのかについてまとめていく。ここで本研究のランク制を定義しておく。まず「ランク」とは何かということについて記述しておく。ランクとはその声優の技量や階級を表すのではなく、その声優がどのランクに属するかで報酬額が変わる尺度である。したがって、その声優が生み出す対価と同等のランクを声優自身が設定する必要はなく、あくまで報酬を支払う際の尺度であると考え。これを日俳連では基本ランクと呼んでいる。基本ランクごとの報酬は日俳連が定めており、それを用いて最終的な報酬額が算定される。ただし基本ランクは『音声業界ハンドブック』によると「俳優の技量・キャリア・人気等に基づいて毎年、俳優と所属事務所が協議して決定している金額」（『音声業界ハンドブック、p7』）であり、「最低ランクの15,000円から上限なしのノーランクまで設定されて」（『音声業界ハンドブック、p7』）いるものとされているが、本研究では尺度としての基本ランクと報酬算定の際の基本ランクを分けるために、前者を単に「ランク」後者を「基本ランク」と呼ぶこととする。すなわち、声優のランクが決まると日俳連の定めた基本ランクにしたがって報酬が算定されるといった流れになる。また、声優（俳優）のランクを記載した「ランク表」という冊子が存在する。これは日俳連が制作を担当し、音声製作会社のみが所有することになっており、公表されていない。つまり、声優は他の声優のランクを知ることができないようになっている。

また、ランクは声優がマネージャーと協議して自ら決定することになる。

このランクの申告は毎年1月に行われる³⁾。これについてはインタビューの

「1月にランク、日俳連に申請することになってますからまあ、12月ぐらいになると『来年どうする?』というような形でマネージャーから電話かかってきて」

といった部分からわかる。さらにこのインタビュー内容からはマネージャーと相談して自らのランクを決める場合が多いことがわかる。

3.3 基本的な報酬の算定方法

報酬の算定方法についても、『音声業界ハンドブック』に記載がある。また、『外画動画出演実務運用表』にも同様の記載がある。『外画動画出演実務運用表, p3』によると

基本対価 = 基本ランク × 動画時間割増率 (表1)

で決まっているとしている。これを作品の利用報酬の基準としているようである。また、動画時間割増率は

表1: 動画時間割増率

時間枠	30分枠	60分枠	90分枠	120分枠	150分枠	180分枠
割増率	1.0	1.5	1.9	2.3	2.7	3.0

※180分以上は30分増すごとに0.3増し

出典:『外画動画出演実務運用表, p3』より抜粋

で決まっている。これは「基本ランクは30分番組への出演を基準」(『外画動画出演実務運用表, p3』)としており、それ以降は出演時間に応じて150分までは40%増しで、180分になるとさらに30%を上乗せするように報酬が割増されていくというシステムになっている。なお30分に満たない作品

3) このランクをまとめたランク表は1月に日俳連が集約し、冊子にまとめ音声連を通じて音声製作会社に配布される。ランクは各社共通で使われる。

(近年では3分から15分のショートアニメと呼ばれる作品が存在する)は

「撮りをね30分番組に合わせて何本までいよいよとか1回についてね、でそれを30分に換算しますよ。」

と、ということがインタビューから確認できる。すなわち、動画時間割増率に合わせるように作品の長さを調整することになる。これは『外画動画出演実務運用表』にも明確な基準が記載されている。そして、この基本対価を用いて初期出演料が計算される。これはその名の通り、出演のみの報酬である。計算方法としては

初期出演料 = 基本対価 × 180% (初期目的利用率 80% を含む)

となっている。基本対価に初期利用するという契約料のようなものを乗じた金額が初期利用のための報酬として出演者に支払われることになる。なお、これは作品1本あたりではなく登場話数に応じて支払いが行われるようになっている。加えて、ランク制は最高ランクを超えるとノーランクとなり自由交渉となる。

3.4 転用に関する報酬の支払い

また、転用の際には初期出演料とは異なる支払いが行われる。これは転用するために最初に支払っている報酬Ⅱに加えて、転用の度に必要になる報酬である。転用は「初期目的以外に作品を利用」(『外画動画出演実務運用表, p3』)することである。なお、初期目的が属する利用分野は放送、ビデオグラム、小規模上映、機内、自動公衆送信、CD原盤、新メディアに分かれており、この中のどれかに分類される。また、転用の際にも基本ランクを用いて報酬が算定されることになる。

まず報酬Ⅱについてだが、これは『外画動画出演実務運用表, p5』によると、「アニメーション製作会社(または配給会社)が、音声製作費とは別

に声優に支払わなくてはならない期間外利用料に替わる報酬」である。ここには「初期製作利用区分での国内外における再利用許諾料等を含む」とされている。基本対価の5%が報酬Ⅱの料率として支払われることになっている。

また転用の際に支払われる報酬は「積み上げ処理方式」、「転用一括処理方式」、「印税方式」の3つの算定の仕方がある。積み上げ処理方式は

$$\text{転用料} = \text{基本対価} \times \text{転用料率} \quad (\text{表2})$$

となっている。このときの転用料率は

表2：転用料率

放送	ビデオグラム	小規模上映	機内	自動公衆送信	CD原盤	新メディア
30%	30%	20%	20%	20%	10%	別途協議

出典：『外画動画出演実務運用表, p3』より抜粋

であり、放送・ビデオグラムが30%、小規模上映・機内・自動公衆送信が20%、CD原盤が10%であり、新メディアが別途協議となっている。なお一度転用処理されると以降、同じ分野に対する転用料を支払う必要がない。

転用一括方式はさらに処理の仕方がA方式、B方式、C方式の3つに分かれている。これは『外画動画出演実務運用表, p4』によると

A方式：単発作品及びシリーズ中の特定作品を一括処理する場合。

基本対価×280%以上

B方式：特定シリーズの全話数を一括処理する場合。

基本対価×240%以上

C方式：動画製作会社・配給会社がすべての作品を一括処理することを決め、実務委員会に申請のうえ実務委員会と面談をし了承を受けた場合。

基本対価×220%以上

となっている。なお、「転用一括処理方式にはCM及びゲーム等への転用及び部分利用は含まない」(『外画動画出演実務運用表, p4』)とされている。

最後に、印税方式についてみていくこととする。『外画動画出演実務運用表, p4』によると「動画製作会社は転用に関し作品毎に都度交渉で印税方式を採用することができる。印税方式の選択は利用前に決定し、信頼できる方法にて販売実績の報告をしなければならない。印税は利用の都度支払わなければならない。」としている。また、転用の際の処理方式も併用が可能だが、一括処理のC方式を採用した場合には、印税方式との併用ができない。そして、印税率は以下のようにして基準が定められている。

表3：印税率の基準

放送	ビデオグラム	小規模上映	機内	自動公衆送信	CD原盤	新メディア
動画製作者の収入の5%以下	税抜き販売価格×出荷数×90%×5%以下	動画製作者の収入の5%以下	動画製作者の収入の5%以下	税抜き情報料収入の5.5%以下	税抜き販売価格×出荷数×90%×5%以下	別途協議

出典：『外画動画出演実務運用表, p4』より抜粋

放送・小規模上映。機内へ転用の際は動画製作者の収入の5%以下、ビデオグラム・CD原盤に関しては税抜き販売価格×出荷数×90%×5%以下、自動公衆送信については税抜き情報量収入の5.5%以下、新メディアについては別途協議というように定められている。以上が、初期出演料とは別に定められている転用の際の報酬についてである。

4. ランク制の歴史

次に、ランク制ができた歴史的な流れについて調査結果を記述する。これは主にインタビュー結果と『音声業界ハンドブック』を用いた記述となる。音声業界の起源は、もともとテレビ放送の始まった1953年に番組が足りなかったため、外画の吹き替えを行って放送していたころにまでさかのぼる。このときは、全て生放送で吹き替えを行っていたが、1955年ごろになると

録音技術の向上に伴い、録音によって外画の吹き替えを行うようになり、録音したデータを用いて放送局が映像作品を再放送するようになった。最初は再放送による出演者への報酬の支払いはなかったものの、交渉の末これを支払うようになったという過去がある。

その後、1960年ごろから外画の本数が大きく増加したことをきっかけに、

「放送局は自分とここで製作してるいろいろな苦情であるとか、いろいろめんどくさいんですよね、出演交渉とかね。だからそれを下請けに流しちゃったんですよ。」

ということが起こった。加えて、その下請けを行う音声製作会社は各々の企業がそれぞれ独自のランクを作って声優の報酬を決定していた。それだけでなく、

「下請けに流すとそれ、とってもいい条件で流すわけではないので、うん、合理化ですからね、同じような値段で流したんでしょう。そうするとね、音声製作会社、儲けるためにランクを局ランクより低いランクをそれぞれの会社が設定してやってたんですよ。」

ということがあった。つまり、音声製作会社と契約を結ぶ出演者たちは各局と直接契約を結ぶよりも安い金額で契約を結ぶこととなった。さらにこのとき、音声製作会社は

「局より低いランクでなおかつ再放送料も払わない。」

というように、再放送料も支払っていなかったようである。

また、1963年には日俳連の前身である日本放送芸能家協会が設立されている。『音声業界ハンドブック、p10』によると「現在とは異なり、当時は

出演者のランクアップ交渉を毎年行う制度がなかった」ため、「俳優たちが共通の悩みを話し合える組織」として作ったのが日本放送芸能家協会である。そして、先の再放送料の問題について1965年に日本放送芸能家協会は「再放送料の出ない下請け作品を再放送しないように放送局と下請け会社に申し入れ」（『音声業界ハンドブック、p10』）ている。

そのあと、音声製作会社は声優の動きに対応するために1971年、紫水会を結成する。声優側は紫水会に再放送料の支払を要求するも、これは認められなかった。

その結果、1973年には声優たちによるデモ行進が起こり、その後声優たちによるストライキが行われた。ストライキが起こると、音声製作会社に下請けを任せていた放送局が事態の収集に乗り出すこととなった。その結果、出演条件は大きく改善されたのである。その時の具体的な内容が

「いっぺんに我々のギャラ、3.14倍に上がったんですよ。で、昭和48年のことでしたけども。で、そんな時からだいたい決まり事は細かく決まってきましたね。ゴールデン番組、そいで深夜番組はゴールデン番組の7割とかね。ちゃんとルールが、ちゃんとできてね。で、劇場は別に設定するとかだんだんと出演の対価ってのが決まってきたんですね。」

というものである。インタビューを見てもわかるように、これをきっかけに声優の待遇が大きく改善しただけでなく、出演時の報酬について細かい取り決めが徐々に行われるようになっていった。また、1978年には「外国映画日本語版の放送に関する協定書」が成立し、外画の再放送料が声優に対して支払われるようになった。他には、VHSの登場などによって

「市販ビデオが出てきてそれ向けに再利用されるようになってきたんですよ。ほいでまた、ビデオ用にも作られるようになってきた。そうするとこれは放送だけじゃなくてビデオの料率ってのも決めなきゃいけない

いなあと。んで料率を決めてやり始めたんですね。」

というように、2次利用に関する規定が定められていったという経緯がある。

さらに、『音声業界ハンドブック』によると「アニメについても、再度のデモやストライキといった闘争を経て1981年、日本動画製作者連盟（動画連盟、現・日本動画協会）5社、日本音声製作者連盟（音声連）14社と日俳連間で『テレビ放送用アニメーション番組の出演並びに音声製作に関する協定書』（通称『動画協定』）が交わされ、アニメリピート料問題が解決した」ということがわかる。こうして、再放送料は外画・アニメともに支払いが認められることとなった。

そして1986年（昭和61年）に現行のランク制の骨組みが出来上がったようである。その時の細かい取り決めは

「昭和61年にこのルールってのは骨組みが確立したんですね。それは、個人ランクを設ける、個人のランクとそれと時間割増。30分を1として60分を1.5倍と決めていったんです。最初はみんな50%ずつ上がっていくというやつだったんですね」

となっていたようである。それが徐々に、

「もう一段ディスカウントして40%になってね、できましたけども。それと、目的使用料、これは放送で使いますか劇場で使いますか、放送も深夜ですか、ゴールデン番組ですか。そういった形でね料率をあの一放送の場合にはランクに80%足してやりますよと、えーと劇場の場合にはランクに150%をのせますよと、そういった値段、ルールを決めてったわけ。で、今細かくCSお場合はいくらだとか、みんなそれ決まっています。だんだんとそういったルールができてきたんですね。」

といったように時代とともに修正されていく。基本ランクの修正については、社会全体の収入が増えている時期に大きく行われた。

「みんな相当景気良くてみんな給料わーって上がってんのに、声優はまた取り残されちゃったんですよ。3.14倍になったのにそれで、取り残されちゃってまた元のようになってきちゃった。だから、みんなにきいたならば、やっぱりあげるべきだって意見が強くてね。また、平成2年からそういった闘争をやったんですよ。でーそいで最低ランクを1万…1万5000円にしたんだな。そいで使用料率も挙げて、そんなときもまたその時点で1.67倍かな？にギャラが上がったという時期があったんですよ。」

このようにして、現在の基本ランクが決まっていった。ただし、『音声業界ハンドブック』によると、現在はアニメーションの再放送時の支払については報酬Ⅱで定められており、再放送料は廃止されているということがわかる。

ただし、このように基本ランクが上がったことがきっかけとなり、

「そのときそれで沢山高価になってくると新人をいきなりその、日俳連の組合員と同じに戦わせるのは大変だよということで新人対象のなんか、ルールを作ってくれということを手配者に言われて」

ということがおこり、新人登用制度ができた。新人に関しては3年間の新人期間があり、その間は比較的低い報酬で出演することが可能となっている⁴⁾。ここまでがランク制が現行の制度になるに至った歴史的経緯である。

4) 新人については、新人でない声優ならつくはずの割増報酬がつかないようにしている。

5. ランク制の調査結果に基づくランク制の特徴についての考察

ここまでの結果を用いてランク制の特徴をまとめることとする。ランク制の特徴として、

- ①報酬が自己申告のランクに基づいて算定される。
- ②新人の時は最も安いランクで登用できる。
- ③利用目的によって報酬が分かれ、転用（2次利用）時にその報酬が支払われる。
- ④初期利用分野における再利用及び海外での利用に関して特別な報酬（報酬Ⅱ）が存在し、かつ間接的に報酬をまとめて分配する組織が存在する。
- ⑤転用（2次利用）の際の報酬料率が転用目的ごとに設定されている。
- ⑥最高ランクを超えるとノーランクとなり自由交渉となる。

といったことを挙げることができるだろう。これまで日本で用いられてきた報酬制度である年功制や成果主義型の報酬制度との違いをみながら議論を進めていく。

まず、ランクの決め方についてである。この点は①と②と関連する。新人の時は単純に低いランクだけでなく、その他割増になることもなく登用できるようになっている。一般企業においても、経験年数の若い社員に対して比較的安い報酬を支払う場合が多い。なおかつ新入社員の場合は自らの責任で仕事を任されることが少なく、自らの業績が自分自身のものではなくチームのものであったりするため報酬に反映しにくい。こういった点は一般企業と近いところがあるが、一般企業ではランク制のように完全に支払額が固定されてしまうということはなかなか見られない。手当等の割増報酬が支払われる場合が多いためである。報酬が低くなる理由も、声優業界では仕事得るためであるので、この点も異なる。さらに、①が他の報酬制度と異なりもっとも特徴的な部分であると考えられる。他の報酬システムでは、自己申

告を行ったランクに基づいて報酬を決めるようなことはない。ランクを決めて昇進に利用したりすることはあるが、それで交渉もなく完全に報酬を決めてしまうという制度は他の業界では見られない。ランク制の特徴を記述するうえで、これが最も重要な点ではないかと考えられる。

次に、転用の際の取り決めである。これは③、④、⑤である。2次利用自体がコンテンツ財を扱うビジネス特有かつ、大きな収入源になっている。また、インタビューから

「作品がもうすぐ2次利用されるんですよ。ビデオだとかネットで送信するだとかいろいろありますので。そのたびにこの契約、出演者向けの契約が続くって約束になってます。」

ということがわかり、2次利用がとても多いが、日俵連に加盟することによってそういった契約の煩雑さを取り除くことができる決まりになっている。これは出演者側にも、制作側にも再契約や交渉のコストを省くことができるという意味で、優れたシステムである。また、一つの団体が報酬を集めてそれを分配するというシステムをとっていることも、一般企業においてはなかなか見受けられない。

最後に⑥の最高ランクの超えるとノーランクとなり自由交渉になるということである。基本的にすべてが決められているランク制ではあるが、ノーランクになると交渉によって報酬が決まる。交渉で報酬を決めることは、企業によっては採用している。

これまでから、まず自己申告でランクを決定するということが、新人の登用期間は全く感度のない報酬制度であること、2次利用に際してその契約の煩雑さを取り除いてくれる制度であること、この3つがランク制の特徴であり一般企業の報酬制度ではあまり見受けられない特徴であると考えられる。

また、ランク制が現行のものとして成立した歴史的背景を考えると、やはり出演者の権利の保証が一番の目的であると考えられる。ただ、それだけで

はなく音声製作会社などの制作側との契約を結ぶための一つの情報として成り立つことや、契約の簡便化なども目的として挙げられるだろう。例えば、声優が申告したランクは音声製作会社にとってその声優の人気や技量を表す一つの情報となる。この情報を制作側が利用して誰を起用するかを決めることとなる。さらに、テレビ局が製作会社に下請けを依頼した経緯からも、交渉等で報酬を決定するのはあまりに煩雑であろう。そのため、もともと報酬額の決まったこの制度をうまく利用すれば、そういった契約の煩雑さを解消することができると考えられる。

6. まとめ

本研究では日本の音声業界において採用されている報酬制度である「ランク制」と呼ばれる報酬制度について現行の制度とその歴史的経緯を記述することでその特徴を明らかにした。その結果、ランク制には以下のような特徴があることがわかった。自己申告でランクを決定するという点、新人の登用期間は全く感度のない報酬制度であること、2次利用に際してその契約の煩雑さを取り除いてくれる制度であること、この3つがランク制の特徴であり一般企業の報酬制度ではあまり見受けられない特徴である。

このような制度を利用する理由としては声優の権利の保護が一番の目的である。しかし、契約を（手続き的な意味で）効率的にするといった効果もあり、そういった面でも有効な制度であると考えられる。

本研究の貢献は音声業界の契約という側面に注目して、報酬制度について現状と誕生の歴史的背景を記述したことにある。こういったことは過去の研究では行われておらず、本研究には重要な貢献があると考えられる。報酬制度を明らかにすることで、特殊な制度の一つとして一般企業へのフィードバックを行うことや、音声業界の今後の研究機会を拡張することができる考えられる。

ただし、本研究には以下のような限界がある。本研究はあくまで、ランク制について記述し歴史的背景を調べたものであり、例えば佐藤（2009）が用

いているような契約理論など、何らかの理論に基づいた経営学に直接貢献のあるものではない。したがって、今後は何らかの理論に基づいて経営学に直接的な貢献のある研究を行う必要がある。本研究は一考察にすぎないため、今後はランク制について様々な視点から研究を行う必要があるだろう。

謝辞

本研究を執筆するにあたり、お忙しい中インタビューにご協力いただいた日本俳優連合専務理事の池水通洋様にはこの場を借りて深謝申し上げます。また、本研究はメルコ学術振興財団助成金（研究2014008号）の研究助成を受けた成果の一部である。

参考文献

- 坏惠理・好村有生. 2011. 「声優業界のビジネスシステムの研究—業界全体に影響を与える供給プレイヤー間の協調行為—」『早稲田大学商学部井上達彦ゼミナル卒業論文』.
- 安達則嗣. 2011. 「日本商業アニメーションのビジネスデザインに関する一考察—アニメーション制作会社とアニメーション産業振興政策の現状を踏まえて」『芸術工学会誌』50: 45-52.
- Alchian, A. A., and H. Demsetz. 1972. Production, information costs, and economic organization. *American Economic Review* 62(5): 777-795.
- Anthony, R. N., and V. Govindarajan. 2001. *Management Control Systems*. 10th ed., New York: McGraw-Hill.
- Chenhall, R. H., and K. Langfield-Smith. 2003. Performance measurement and reward systems, trust, and strategic change. *Journal of Management Accounting Research* 15(1): 117-143.
- Fisher, J., and V. Govindarajan. 1993. Incentive compensation design, strategic business unit mission, and competitive strategy. *Journal of Management Accounting Research* 5: 129-144.
- 畠山仁友. 2011. 「アニメ声優における「声」の商品化：サブカルチャー・マーケ

- ティングへの一試論』『商品研究』58(1-2): 14-28.
- 星野優太. 2004. 「日本企業における業績評価と報酬制度—成果主義の検証—」『管理会計学』13(1-2): 67-82.
- 監査法人トーマツ. 2003. 『コンテンツビジネスマネジメント』日本経済新聞社.
- 川又啓子. 2005. 「日本のコンテンツ産業の現状」『京都マネジメント・レビュー』7: 107-132.
- 経済産業省. 2014. 『コンテンツ産業 現状分析（各論）』経済産業省.
- 木村誠・根来龍之. 2009. 「チキン—エッグ問題に焦点を当てた原作—派生コンテンツの循環的構造モデル—ポケモンビジネスの事例分析からの示唆—」『日本経営学会誌』23: 98-111.
- 岸川善光. 2010. 『コンテンツビジネス特論』学文社.
- 小林啓孝・山根節. 1996. 『マルチメディア管理会計—コンテンツ・ビジネスの経営と会計—』中央経済社.
- Merchant, K. A., and W. A. Van der Stede. 2007. Management control systems: performance measurement, evaluation and incentives. Pearson Education.
- 永山晋. 2012. 「コンテンツ産業におけるビジネスシステムの構築メカニズム」『日本情報経営学会誌』33(2): 71-82.
- 日本総合研究所. 2008. 『「neo anime」産業のビジネスモデルに関する調査研究』日本総合研究所.
- 音声業界ハンドブック編集会議. 2014. 『音声業界ハンドブック』「音声出演実務調整委員会」
- 佐藤絃光. 2009. 『契約理論による会計研究』中央経済社.
- 島吉信・河合隆治・橋元理恵・朴鏡杓. 2010. 「業績評価と報酬制度」加登豊・松尾貴巳・梶原武久編著. 『管理会計研究のフロンティア』中央経済社: 224-249.
- Yamamura, T. 2014. Contents tourism and local community response: *Lucky star* and collaborative anime-induced tourism in Washimiya, In Japan Forum (No. ahead-of-print, pp. 1-23). Routledge.

(はまむら・じゅんぺい／経営学部専任講師／2017年5月8日受理)

桃山学院大学経済経営学会会則

第一条（名称）

本会は桃山学院大学経済経営学会（Association of Economics and Business Administration, St. Andrew's University, Japan）と称する。

第二条（目的）

本会は、桃山学院大学における経済・経営の研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事務所）

本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第四条（事業）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 機関誌その他の編集・刊行
- 3 講演会その他集会の開催
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員は、本学の教授、准教授、講師、助教または特任教員で社会諸科学を専攻する者もしくはこれに関心をもつ者、または本学院の職員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 2 名誉会員は、正会員であった後に定年退職した者およびこれに準ずる者で、役員会の承認を得た者とする。
- 3 準会員は、本学の大学院特別研究員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 4 院生会員は、本学の大学院博士後期課程の院生にして、指導教員の推薦を経て、役員会の承認を得た者とする。
- 5 賛助会員は、正会員2名以上の紹介により入会を申し込み、役員会の

承認を受けた者とする。

会員は、本会の総会並びに第四条に規定する研究会その他の集会に出席し、機関誌等を受け取ることができる。

第六条（会費）

会員は別に定める会費を負担しなければならない。ただし、名誉会員、院生会員および準会員からは会費を徴収しない。

第七条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 理事 4名
- 3 監事 1名

役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第八条（総会）

本会は毎年1回5月に総会を開催する。但し必要に応じて、臨時総会を開催することができる。総会での議決権は正会員のみにあるものとする。

第九条（会計及び監査）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。監事は、毎年本会の会計を監査する。

第十条（会則の改訂）

本会会則の改訂は正会員全員の過半数による。

付則

本会則は、1959年2月28日より施行する。

本会則は、1968年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、1973年1月26日一部改訂施行する。

本会則は、1983年5月6日一部改訂施行する。

本会則は、1990年5月11日一部改訂施行する。

本会則は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本会則は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本会則は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、2007年6月27日一部改訂施行する。

本会則は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本会則は、2014年7月23日一部改訂施行する。

桃山学院大学『経済経営論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として1年に4回発行する。
2. 本誌の編集は、桃山学院大学経済経営学会によって選ばれた役員（編集委員）2名によっておこなわれる。
3. 投稿原稿については、「論文」、「研究ノート」、「書誌」、「資料」、「書評」のうちから、投稿者の希望する類別を指定するものとする。ただし、編集の都合で類別が変更されることもある。
4. 本誌に投稿できる者は、本会の正会員、名誉会員、準会員および院生会員とする。ただし、準会員および院生会員のみによる投稿については、正会員の推薦、および編集委員が役員会にはかって選ばれた正会員2人の審査員による学術的評価を得た上でこれを受理することができる。会員以外の外部の研究者等の投稿については、役員会の議を経てこれを受理することができる。
5. 投稿原稿の使用言語は、投稿時において、その原稿内容に最もふさわしいと思われる言語とする。なお、正会員以外の「準会員および院生会員」、「外部の研究者等」の投稿については、使用言語の適切性等についても、4.の「審査員による学術的評価」および「役員会の議」の対象に含める。
6. 本学の大学院博士前期課程を修了した者で、その修士論文が指導教員から学術上特に優れた論文であると認定された者は、本誌への投稿を編集委員に申し出ることができる。この場合編集委員は、役員会にはかって学会の正会員の中から2人の審査員を選び、その学術的評価を得た上で、投稿を認めることができる。
7. 掲載に関しては、あくまで本学会員を優先する。
8. 原稿の提出に際しては、所定の執筆要領に従うものとする。
9. 論文の場合は、400語以内の英文抄録をつける。

10. 論文以外の場合には英文抄録をつけるかどうかは、投稿者の意向に委ねる。
11. 英文抄録については、本人が希望すれば編集委員に申し出て英文のチェックを受けることができる。
12. 英文をチェックしていただいた方に経済経営学会予算より一定の報酬を支払う（5000円）。
13. 準会員および院生会員等の投稿時の審査員には、一定の報酬を支払うことができる。報酬の額は、役員会で決定する。
14. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
15. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
16. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。
17. 特別号発行の際、外部の研究者等に寄稿依頼を行ったときには、謝礼を支払うことができる。謝礼の額は、役員会で決定する。
18. 本規程の改廃は、役員会の議を経て、総会の過半数でこれを行う。

付則

本規程は、1991年4月1日より施行する。

本規程は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本規程は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本規程は、2003年12月3日一部改訂施行する。

本規程は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本規程は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本規程は、2010年5月27日一部改訂施行する。

本規程は、2011年10月12日一部改訂施行する。

本規程は、2014年7月23日一部改訂施行する。

本規程は、2016年5月11日一部改訂施行する。

経済経営学会役員（2017年度）

会 長 : モグベル・ザファル
理事(編集) : 大 島 一 二
理事(編集) : 中 村 恒 彦
理事(研究会・会計) : 吉 弘 憲 介
理事(研究会・会計) : 濱 村 純 平
監 事 : 山 田 伊 知 郎

2017年7月20日発行

桃山学院大学経済経営論集

第 59 卷 第 1 号

編 集 桃山学院大学経済経営学会

発 行 桃山学院大学総合研究所

594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号

TEL. 0725-54-3131 (代表)

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社

556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56

TEL. 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY ECONOMIC AND BUSINESS REVIEW

VOL. 59 NO. 1 July 2017

Articles

Non-agricultural Sector's Role of Creating Job
Opportunities in Rural China:
Focusing on the Promotion of Tertiary Industry
.....OSHIMA Kazutsugu (1)

Information Ethics and Copyright System
that All Researchers have to Realize
.....YAMAMOTO Jun-ichi (21)

Note

History and System of Reward in Japanese Voice Actor Industry
.....HAMAMURA Jumpei (63)

Published by the Research Institute,
St. Andrew's University
1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
